

## 令和4年度原子力規制委員会業務計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性(政策評価書)(案)

施策名	1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2022			
施策の概要	(1)原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 (2)規制業務を支える業務基盤の充実 (3)職員の確保と育成	目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2022			
達成すべき目標(アウトカム)	<p>(1)原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>独立性、中立性を堅持し、科学的・技術的な見地から意思決定を行う。中立性を確保するために定めた各種の行動規範を厳格に運用する。</li> <li>透明性を確保するため、ホームページで発信する情報の整理や検索性の向上に取り組むとともに、意思決定のプロセスを含め、規制に関わる情報の適時・適切な開示を徹底し、説明責任を果たす。</li> <li>国際アドバイザーとの意見交換などにより国内外の多様な意見に耳を傾けるとともに、事業者や地方公共団体等のステークホルダーとのコミュニケーションを継続的に改善する。</li> <li>東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を、知識としてだけでなくその危機意識まで確実に次世代の職員に継承する。これにより前例主義に陥らず、常に問いかけ続ける組織文化を育成・維持する。組織の各階層で安全のためのリーダーシップを発揮し、安全文化及び核セキュリティ文化の育成・維持に係る取組を進め、その現状を自己評価する。</li> </ul> <p>(2)規制業務を支える業務基盤の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会がその責任を果たし、その職員及び組織の能力を維持・向上させ、その安全文化を育成・維持するため、マネジメントシステムを組織全体に定着させる。その際、IRRS の指摘なども踏まえ、職員が活用しやすく実質的な業務の改善につながるよう、継続的改善を進める。</li> <li>国際機関との協力、多国間の協力、二国間の協力を通じ、国内外における原子力安全、核セキュリティ、放射線防護の向上や保障措置の着実な実施に貢献する。</li> <li>適切な公文書の作成及び整理等を行い、厳格な公文書管理と業務の効率性をともに実現する文書管理方法を構築し、定着させる。</li> <li>各地の原子力規制事務所等を含めた原子力規制委員会全体として、組織の持つポテンシャルを最大限に発揮し、かつ、組織の機能が全体として中長期的に持続可能となるよう、組織構成及び人員配置等の資源配分を不断に見直す。</li> <li>情報システムの利用による効率化等を通じ、管理的な業務に係る機能の充実を図る。</li> <li>訟務対応を関係機関と連携しつつ適切に行うとともに、所管行政が法的に適正に行われ、かつ、制度的な改善が弾力的かつ円滑に行われるよう、法的な判断を適切に行う。</li> </ul> <p>(3)職員の確保と育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員は、組織理念にのっとり、その使命を実現するため、国家公務員としての高い倫理観を保持し、規律を守り、職務に専念するものとし、これを継続的に確保するため、組織を挙げて、職員の指導監督を厳正に行う。</li> <li>新卒者、経験者を適切に採用し、組織運営の安定性を確保する。また、原子力規制を志す者の裾野を拡大するための取組を行う。</li> <li>日々の OJT に加え、国際会議等への積極的な参加、国際機関や海外の規制機関への職員派遣、研修の体系的整備、知識管理等により職員を育成する。職員の育成に当たっては、行政事務能力(法令事務、国際業務等)と原子力規制に必要な専門技術的能力(技術知識、緊急事態対応等)とのバランスを念頭において進める。</li> <li>職員に適切なキャリアパスを提供し、その専門性や職責に応じた処遇を行うことにより、その能力を最大限に発揮させるよう努める。</li> <li>業務上の相談や助言が効果的に実施できるよう、技術的・専門的なアドバイスが実施できる部署・職員を明確にしつつ、柔軟で円滑な職員相互のコミュニケーションを実現するための環境の整備を進める。</li> <li>「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」を踏まえ、外部の研究組織との人事交流や共同研究等を通じ、研究環境の整備を図るとともに、研究職員の人材育成を図る。</li> </ul>					
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること					
施策の予算額・執行額等	区分	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
状況 (百万円)	当初予算(a)	1,946	3,035	3,056	2,818	2,612
	補正予算(b)	0	0	0	0	0
	繰越し等(c)	63	0	▲99	39	60
	合計(a+b+c)	2,009	3,035	2,957	2,857	2,672
	執行額(百万円)	1,724	2,653	2,310	2,330	2,287

## ■各施策の進捗等の評価

施策名	定量指標	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由、評価の視点 (水準・目標年度の設定の根拠)	評価
		年度ごとの実績値						
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践	会議等の公開の割合	100%	100%	100%	100%	100%	意思決定過程の透明化を図るためには、常に議論の場を公開することが必要である。このため、原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を100%にすることができたかを目標とする。	A

	ホームページのウェブアクセシビリティの確保	A※	A※	A※	A※	A※	行政の透明性の確保や積極的な情報発信のためには、情報セキュリティを確保しつつ国民に必要な行政情報をわかりやすくホームページ上で公開することが必要である。このため、総務省の提示する「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」に基づき、ホームページ等の利用のしやすさの指標でもある高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、レベル A 以上(※運営者が管理・制御できない第三者によるコンテンツを除く)を達成できたかを目標とする。	A
		A※	A※	A※	A※	A※		
(3) 職員の確保と育成	定数に対する実員数の割合	—	—	95%	95%	95%	新卒者、経験者を適切に採用するとともに、再任用、特例定年等を最大限活用しポストを充足することにより、組織運営の安定性を確保することが必要である。このため、定数に対する実員数の割合 95%を目標とする。	S
		93.6%	95.4%	94.3%	92.6%	95.1%		
	新規採用者に占める女性割合	—	—	—	35%	35%	男女共同参画社会の実現に向けて、「第5次男女共同参画基本計画」に定める政府全体の目標を踏まえ、新規採用者の女性割合を35%以上とすることを目標とする。	A
		31.0%	45.5%	34.5%	34.6%	45.7%		
	研修の年間受講者延べ人数	—	—	2500人	2500人	2500人	職員の育成に当たり、行政事務能力と原子力規制に必要な専門的能力とのバランスがとれた研修を実施することが必要である。このため、適切な研修実施のため年度研修計画を作成し、研修の年間受講者延べ人数 2500 人を目標とする。	B
		1685人	2031人	2615人	2542人	2056人		

施策名	(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第 1 章第 1 節/令和 4 年度原子力規制委員会年次報告第 1 章第 1 節)		
年度業務計画 (Plan)	I : 既定の方針に基づき確実に実施するもの II : 改善事項等一定の新規性のあるもの III : 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの		
(① 独立性・中立性・透明性の確保)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>独立性、中立性を堅持し、科学的・技術的な見地から意思決定を行うとともに、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立や独善に陥ることなく業務を行う。(I)</li> <li>独立した立場で科学的・技術的な見地から意思決定を行うとともに、規制に関わる情報の開示を徹底する。(I)</li> <li>オンライン会議システム等の手法を活用した公開会合について、透明性確保の観点からインターネット配信の継続性の維持・品質向上を図る。(I)</li> <li>原子力規制庁職員と被規制者との面談内容の自動文字起こしについて、自動文字起こし結果をホームページに公開するとともに、公開対象の拡充を図る。(I)</li> <li>ホームページ上での情報公開にあたっては、誰もが利用しやすいホームページとするために、ウェブアクセシビリティに配慮する。(I)</li> <li>原子力規制委員会アーカイブ検索システム「N-ADRES」について、次期システムの構築に向け、調査研究及び調達を実施する。(I)</li> <li>行政 LAN システム、行政文書の体系化の検討等と連携し、ホームページ及び「N-ADRES」に保存されている資料に固有番号及びメタデータ等を付与する仕組みの構築に向け、調達を実施する。(III)</li> <li>原子力規制委員会の結果概要及び決定・了承事項をホームページに掲載する等の取組や東京電力福島第一原子力発電所事故調査の映像公開等、原子力規制委員会の取組に関するコンテンツの作成・公開を行う。(I)</li> <li>情報公開法に基づく開示請求に対し、適切な情報開示を行う。(I)</li> </ul>			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	原子力規制委員及び原子力規制庁職員が厳格な服務規律に基づき行動するとともに、国内外の規制の実情を自ら確認するほか、原子力規制委員会で徹底した議論のもと、意思決定を行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会は、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」に基づき、定例会及び臨時会議を開催し、科学的・技術的見地から徹底した議論のもとで意思決定を行った。また、原子力規制委員及び原子力規制庁職員は服務規律に基づいた行動を執ることができた。なお、これらの活動を行う際、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための対策も着実にいった。</li> </ul>
イ	オンライン会議システム等の手法を活用した公開会合について、インターネット配信の継続性の維持・品質向上を図ることができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハード面では機器性能向上等による事故耐性強化、ソフト面では人員増強や安全文化(PDCA サイクル)に基づく運用の日常的改善などにより、配信中断は 0 件で実施できている。</li> </ul>
ウ	規制に関わる情報の適切な開示ができたか。自動文字起こし結果の公開対象を拡充できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制に関わる情報は遅延なく適切に開示できた。自動文字起こし結果の公開対象の拡充のために必要な機材を調達し、審査グループだけでなく検査グループにも拡充することができた。</li> <li>高経年化の規制の検討に際し、経済産業省と面談していた旨を公開しなかったことが結果的に透明性に不十分な点があったと指摘されたことを踏まえ、原子力推進当局との間の透明性をより高める観点から、令和5年1月25日に「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」を改正した。</li> </ul>
エ	「N-ADRES」について、安定的に運用を行うことができたか。また、次期システムの構築に向け、調査研究及び調達が実施できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用事業者と連携し、「N-ADRES」について安定的に運用を行った。</li> <li>次期システムの構築に向け、調査研究及び調達支援業務を調達し、仕様書の作成、意見の招請、入札の公告を実施した。</li> </ul>
オ	資料に固有番号及びメタデータ等を付与する仕組みの構築に向けた調達を実施できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロトタイプ作成やデモを通して次期システムの調達計画の説明会を行い、資料に固有番号及びメタデータ等を付与する実現可能な仕組みを盛り込んだ調達が実施できた。</li> <li>次期システムにおいて、公開する資料に固有番号及びメタデータ等を付与する仕組みの構築に向けた調査研究及び調達支援業務を調達した。</li> </ul>
カ	原子力規制委員会の取組に関するコンテンツを分かりやすく作成し、公開できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電所周辺で地震や自然災害が発生した際、Twitter を活用して発電所の状況について即日情報発信を行った。(最大インプレッション数:約 18.3 万)</li> </ul>
キ	開示期限内に、基準に基づいた審査により、開示対象文書の特定・不開示情報の特定を適切に行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>開示期限を超過することなく、担当課室の開示対象文書・不開示情報の特定について、基準に基づいた審査により適切に行っていると確認できた。</li> </ul>
(② 外部とのコミュニケーションの充実)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>記者会見及び取材対応を通じて、報道機関に適切な情報提供を行う。(I)</li> <li>国際アドバイザーとの意見交換のほか、二国間、多国間での議論や調整に適切に参画・情報収集する。(I)</li> <li>CEO、CNO 等との意見交換、委員による現場視察及び関係者との意見交換を行う。特に、オンライン会議システムを活用し、短時間の CEO との意見交換を機動的に行う。(I)</li> <li>事業者の継続的な改善を維持発展させるため、被規制者向け情報通知文書(NRA Information Notice(NIN))を発出する。(I)</li> <li>原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を随時開催する。(I)</li> <li>地方公共団体とのコミュニケーションに係る改善方策を継続的に検討し、必要に応じて実行する。(I)</li> </ul>			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	原子力規制委員会の取組等について、適切に説明することができたか。また、問合せに適切に回答することができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>報道機関に対して記者会見及び取材対応を実施し、原子力規制委員会の取組等を適切に説明することができた。また、問合せについてはコールセンターを設置し適切に回答した。</li> <li>報道機関からの問合せ、英語版 HP を通した外部からの問合せに対して、適切に情報提供した。</li> <li>国際会議の場において、原子力規制委員会の取り組みについて説明した。</li> </ul>

イ	<p>国際アドバイザーとの意見交換のほか、二国間、多国間の枠組みを活用して原子力安全に関する情報発信・情報共有や海外の知見の収集・施策への活用を行えたか。</p>	<p>S</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• OECD/NEA との共催で1F10 年イベントを開催し、1F 事故後 10 年間にわたる日本の原子力規制当局の取り組みを紹介し、次の 10 年に向けて取り組むべき課題を特定した。なお、1F10 年イベント後に OECD/NEA のホームページに発表されたイベントの報告(英文)に対して原子力規制委員会の意見を伝え、その内容が同報告に反映された。</li> <li>• 国際アドバイザーを招き、ALPS 処理水に関するコミュニケーションの推進セキュリティ事案における情報公開と人員配置及び原子力安全条約及び廃棄物等合同条約の原子力規制への効果的な活用等の日本の施策に関して意見交換をした。</li> <li>• 放射性廃棄物等合同安全条約の検討会合に出席し、国別報告書の内容等について情報・意見を交換した。</li> <li>• 原子力安全条約の国別報告書及び国別報告書に関する各国からの質問への回答を作成し、国際原子力機関(IAEA)に提出した。</li> <li>• 原子力安全条約の検討会合に出席し、国別報告書の内容等について情報・意見交換を行った。</li> <li>• アメリカ NRC との対面会議、台湾 AEC とのオンライン会議、G7NSSG、カナダ CNSC との研究協力、日中韓 TRM により海外の知見を収集し、東京電力福島第一原子力発電所の ALPS 処理水の放出に関する規制及び海洋モニタリングについて情報発信した。</li> <li>• 第 49 回 INRA 会合を開催し、また、第 50 回 INRA 会合に山中原子力規制委員会委員長が参加し、原子力安全に関する情報発信・情報共有や海外の知見の収集を行った。</li> <li>• 山中委員長とアメリカ NRC 委員長、スウェーデン SSM 長官、カナダ CNSC 委員長、フィランド STUK 長官、フランス IRSN 長官とのバイ会談を開催し、東京電力福島第一原子力発電所事故調査等について情報発信を行った。</li> <li>• アメリカ NRC から検査官を招き、検査制度についての知見の収集のサポートを行った。また、火災防護検査について原子力規制庁職員をアメリカ NRC に派遣し、当該検査の知見を収集した。</li> <li>• 日スペイン規制者情報交換会合を開催し、PRA に係る知見を収集した。</li> <li>• 第 2 回処理水規制レビュー準備会合・本会合を開催し、ALPS 処理水に係る情報発信・意見交換を行ったほか、関連文書の翻訳を行いHPにて公表した。</li> </ul>
ウ	<p>CEO、CNO 等との意見交換、委員による現場視察及び関係者との意見交換を適切に行えたか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 短時間の CEO との意見交換を計8回(北海道電力(令和4年4月12日)、東北電力(8月17日)、電源開発(8月24日)、中部電力(9月2日)、北陸電力(9月5日)、中国電力(10月24日)、日本原子力発電(12月19日))、九州電力(令和5年2月24日)、通常版の CEO との意見交換を計2回(日本原子力研究開発機構(JAEA)(令和5年2月15日)、関西電力(令和5年3月1日))、CNO との意見交換を計3回(令和4年4月19日、7月20日、12月12日)開催した。</li> <li>• 各社 CEO と意見交換を実施し「電力会社経営層との意見交換を踏まえた新規制基準適合性に係る審査の進め方」(令和4年度第 37 回原子力規制委員会(令和4年9月7日)で審議)を取りまとめた。</li> <li>• 原子力規制委員による現場視察及び地元関係者との意見交換をこれまで以上に実施するために、立地道県と視察の実施に向けて調整を実施している。</li> </ul>
エ	<p>被規制者向け情報通知文書を、迅速かつ柔軟に発出できたか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 被規制者向け情報通知文書の発出に際し、電力事業者内で適切に情報が周知されるよう、各電力事業者における送付先を照会・整理し、被規制者向け情報通知文書を発出する原子力規制庁内関係者と情報共有した。</li> <li>• 発出を促すため、原子力規制庁内関係者に NIN の目的、運用について周知した。</li> <li>• 令和4年度第1四半期及び第2四半期の被規制者向け情報通知文書発出実績について、令和4年度第 28 回原子力規制委員会(令和4年8月17日)及び令和4年度第 44 回原子力規制委員会(10月12日)において報告を受けた。(第3四半期は発出実績がない。令和4年度は計4報を発出した。)</li> </ul>
オ	<p>原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を開催し、調査審議事項の助言を得られたか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 原子炉安全専門審査会(炉安審)・核燃料安全専門審査会(燃安審)の基本部会を計2回(令和4年6月10日、12月8日)開催するとともに、令和4年9月30日付け及び令和4年11月20日付けで任期満了となる審査委員について、原子力規制委員会による任命を行い(令和4年度第8回原子力規制委員会臨時会議(令和4年4月27日)で候補者を選出、令和4年度第 21 回原子力規制委員会(令和4年7月6日)で令和4年10月1日、11月21日付けで審査委員を任命することを決定)、原子力規制委員会の判断に対する客観的な助言を行う体制を整えた。</li> <li>• 令和4年度第 53 回原子力規制委員会(令和4年11月22日)で、両会長との意見交換を踏まえ、炉安審・燃安審の調査審議事項の改正を決定し、11月29日付けで原子力規制委員会から炉安審・燃安審会長への指示、12月13日付けで炉安審・燃安審会長から各部会長への付託を行った。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>火山部会(令和4年11月18日)において、九州電力及び日本原燃のそれぞれが監視対象としているカルデラ火山の活動状況等に有意な変化がないと評価していることは妥当であったとして原子力規制庁の評価結果が確認された。また、同部会で、原子力規制庁から、技術情報検討会で共有した始良カルデラに係る知見を含め、火山事象に関する要対応技術情報等が報告され、これらの情報の対応の方向性が妥当であることが確認された。</li> <li>地震・津波部会(令和4年6月23日)において、原子力規制庁から、技術情報検討会で共有した Nature Geoscience(令和3年9月)に公表された Pilarczyk らによる千葉県太平洋岸における歴史記録にない津波痕跡に係る知見を含め、地震・津波等の事象に関する要対応技術情報等が報告された。また、同部会において、これらの情報の対応の方向性が妥当であることが確認された。</li> </ul>				
カ	地方公共団体とのコミュニケーションに係る改善方策を検討し、必要に応じて実行できたか。	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中部電力浜岡原子力発電所3号炉及び4号炉の新規制基準適合性審査の状況について、関係自治体の議会全員協議会等に計2回(御前崎市議会全員協議会及び浜岡原子力発電所安全等対策協議会)説明した。</li> <li>高経年化した発電用原子炉に関する安全規制について、自治体等に計7回(全国原子力発電所所在市町村協議会(令和5年1月13日)、原子力発電関係団体協議会(1月17日)、福井県副知事(1月18日)、福井県全員協議会(1月18日)、福井県原子力環境安全管理協議会(1月24日)、福井県原子力安全専門委員会(1月31日)、原子力発電若狭町環境安全対策協議会(3月10日))に説明した。</li> <li>首長、議長からの要望依頼に計9回(鳥取県知事(令和4年4月6日)、御前崎市議会議長(4月14日)、島根県知事(5月24日)、愛媛県知事(6月3日)、島根県知事(6月15日)、原子力発電対策特別委員会委員長(島根県知事)(8月19日)、原子力発電関係道県議会議長協議会(鹿児島県議会議長)(11月14日)、島根県知事(11月14日)、神奈川県知事(11月25日))、各種会合に計13回(全国原子力発電所所在市町村協議会総会(5月17日)、原子力発電関係道県議会議長協議会(5月20日)、新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会(5月20日)、廃炉に関する安全監視協議会(5月24日)、全国原子力発電所立地市町村議会議長会の定期総会(7月14日)、全国原子力発電所所在市町村協議会 担当者会議(8月3日)、令和4年度第1回廃炉安全確保県民会議(9月2日)、原子力発電関係団体協議会(10月2日)、全国原子力発電所所在市町村協議会(10月25日)、全国原子力発電所立地議会サミット(10月27日・28日)、柏崎刈羽発電所の透明性を確保する地域の会 情報共有会議(11月2日)、原子力発電関係道県議会議長協議会(11月14日)、原子力発電関係団体協議会(12月20日))対応した。</li> <li>原子力規制庁内関係者が各案件の進捗を把握できるよう、Garoon で、要望等への対応状況をとりまとめた一覧表を共有し、適宜更新した。</li> </ul>				
<p>(③ 安全文化の育成・維持)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規採用職員が東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を学ぶための現地研修を実施する。また、新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修の中で、東京電力福島第一原子力発電所事故対応経験者の講話を組み込む。(I)</li> <li>組織文化に係るアンケート調査の結果を深掘りし、問題点を明確化して具体的な改善策につなげていくため、庁内横断的に職員との対話を行う。(II)</li> <li>核セキュリティ文化醸成に向けて、職員への研修の着実な実施及び事業者への必要な助言を行う。(I)</li> <li>事業者の核セキュリティ文化醸成の取組の評価に資するよう、核物質防護における国内外の事例を用いたケース・スタディや議論を継続的に実施する。(I)</li> </ul>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="84 1988 142 2033"></th> <th data-bbox="142 1988 972 2033">定性指標(評価の視点)</th> <th data-bbox="972 1988 1050 2033">評価</th> <th data-bbox="1050 1988 2028 2033">施策の進捗状況</th> </tr> </thead> </table>				定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況			
ア	新規採用職員向けの東京電力福島第一原子力発電所における現地研修を実施できたか。また、同発電所事故対応経験者の講話を新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修に組み込んだか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規採用職員対象の東京電力福島第一原子力発電所における現地研修について、1回実施した。</li> <li>東京電力福島第一原子力発電所事故対応経験者の講話を新規採用職員向け研修及び中途採用職員向けの研修に組み込み4回実施した。</li> </ul>			
イ	庁内横断的に職員との対話を行う仕組みを構築し、具体的な改善につながる取組を検討できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度の組織文化のアンケートに係る調査結果を題材に、課室を超えた職員同士による意見交換を行う取組を試行した。得られた結果は職員にフィードバックを行った。令和4年度の組織文化のアンケートの調査結果と合わせ、今後の施策につなげられるよう検討した。</li> </ul>			
ウ	計画的に核セキュリティ文化醸成に係る職員への研修を実施するとともに、原子力規制検査等を通じて事業者に必要な助言ができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制事務所のセーフティ側の検査官等から、日常巡視等を通じて得られた事業所の核物質防護措置に関する情報が円滑に共有されるよう、3月末現在で17の原子力規制事務所に対して核物質防護に関する教育を実施した。</li> <li>事業者が行う核物質防護対策に関して警察庁、道府県警や海上保安庁と意見交換を行うなどし、治安機関との連携の醸成・強化を図った。</li> <li>原子力事業者が行う核物質防護対策をより一層推進・深化させるために、各事業者の原子力部門責任者を対象としたサイバーセキュリティに係るCNO会議を令和4年6月27日に企画した。また、警察庁と連携して、昨年度から実施している原子力規制庁主催の原子力事業者経営層向けの講演会を3回開催し、原子力事業者経営層等との連携の醸成・強化を行った。</li> </ul>			

		<ul style="list-style-type: none"> <li>• JAEA 核不拡散・核セキュリティ総合支援センター(ISCN)と世界核セキュリティ協会(WINS)共催の「核セキュリティ文化の自己評価に関するワークショップ」における基調講演(令和5年1月19日)及び原子力事業者に対する講話(令和4年11月16日)を行うことで、原子力事業者の核セキュリティ文化についての理解及び醸成取組の促進に寄与した。</li> </ul>	
エ	核物質防護における国内外の事例を用いたケース・スタディや議論を実施できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• これまでの核物質防護規制の運用で明らかになった課題を整理して、その対応方針について庁内で議論した。その後、事業者との意見交換会合を令和4年10月6日及び令和5年2月2日に開催し、課題をさらに洗い出して、優先して取り組むべき課題を抽出し改善策の検討を進めた。</li> <li>• 国がどのように NMAC を実施すべきかについて述べた IAEA 核セキュリティ・シリーズ文書「施設におけるセキュリティを目的とした使用中の核燃料物質の計量と管理」(NSS No25-G)及び IPPAS:NMAC モジュールについての整理を行った。</li> <li>• 上記整理に基づき、加工事業者に対する現地調査を実施するとともに、IAEA 主催の「内部脅威に対する予防及び防護措置に関する上級実務レベル研修コース」に参加し、情報収集を行った。</li> </ul>

施策名	(2) 規制業務を支える業務基盤の充実	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第1章第2節/令和4年度原子力規制委員会年次報告第1章第2節)		
年度業務計画 (Plan)	I: 既定の方針に基づき確実に実施するもの II: 改善事項等一定の新規性のあるもの III: 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの		

(① マネジメントシステムの定着)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 令和3年度のマネジメントレビューの結果も踏まえ、マネジメントシステムの適切な運用を行い、継続的改善に取り組む。(I)</li> <li>• 要改善事項等に関する活動から組織横断的に教訓をくみ取り、さらなる業務改善に活かすため、要改善事項に関する横断的分析や具体的事例の研修教材への活用などの取組を行う。(II)</li> </ul>			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	令和3年度のマネジメントレビューでの指摘も踏まえ、マネジメントシステムの改善に取り組んだか。	S	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 原子力規制委員会年度業務計画の実行に関して、各課が課等年度業務計画を作成していることを確認している。</li> <li>• 業務の効率化の観点から、原子力規制委員会年度業務計画の実施状況の把握と政策評価シートを同一様式とした(令和4年度中間評価から施行)。また、中間評価の実施に当たり、課室内でのコミュニケーションを必要な業務の見直しにつなげるよう促した。</li> <li>• 令和3年度に実施した組織文化に係るアンケート結果の原因分析を行い、「30代職員の満足度が低いこと」及び「上司(管理職)のマネジメント力」が課題であると考え、アンケート結果を基に上司・部下が面談を行い、業務を見直す機会を持つようにするとともに、各職員に改めてアンケート結果のフィードバックを行った。</li> <li>• アンケートについては、具体の改善策の検討につなげられるよう、総合設問と個別設問の相関分析を取り入れる等、アンケート設問の構造を見直した。令和5年3月を目処に、分析結果を課室毎にフィードバックを行った。</li> <li>• アンケート調査と組み合わせ、インタビュー調査を実施した。従来の原子力規制庁内職員から無作為に選出するものではなく、令和3年度のアンケート結果を基に、全体平均と比較してポイントが低かった部署を対象に実施した。令和5年3月を目処に、分析結果を課室毎にフィードバックを行った。</li> <li>• 原子力規制庁内の課室を超えたコミュニケーション活性化の取組としてサンクスカードを実践した。実施後のアンケートでは「本取組により課室の雰囲気良かった」等の肯定的な意見が多く寄せられた。</li> </ul>
イ	要改善事項に共通する課題や改善策の良好事例を抽出し、各課室での業務改善につなげる仕組みを構築できたか。また、課題の抽出・分析や具体的事例の研修教材への活用等を行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 過去に発生した要改善事項や是正処置の方法について職員に定期的な周知を行い、各課室での業務改善につなげる仕組みを構築した。また、これまでの発生原因についてより深く分析するために、専門的な知見を持つ業者による案件の分析を行った。分析結果を基に職員向けの研修教材を作成した。</li> </ul>

(② 国際協力の推進)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国際業務の改善の一環として、海外情報の共有等の業務について、全庁横断的な国際業務のサポート体制を確立し、継続的に実施する。(II)</li> <li>• 関連条約への対応、IAEA 安全基準の策定・見直しや共同研究への参画等を通じて、国際社会における原子力安全向上への貢献につなげる。(I)</li> <li>• 国際機関、二国間、多国間での議論や調整に適切に参画・情報収集するとともに、拠出金の適正な管理、重要度に応じて原子力規制庁内における情報共有、フォローアップを徹底する。(I)</li> <li>• IAEA や OECD/NEA 等による国際会合への参画等を通じて、我が国の知見を発信するとともに、我が国の制度の改善に資するよう、最新の動向や知見に係る情報を収集・共有する。(I)</li> <li>• IAEA の安全基準や ICRP 等の文書の翻訳を進め、ホームページで公開する。(II)</li> <li>• IAEA 安全基準の策定・見直しや国際会合への参画等を通じて収集・共有され得た最新の動向や知見について、我が国の原子力規制の継続的改善につなげる。(I)</li> <li>• 我が国の核セキュリティの継続的改善に資するため、改正核物質防護条約の妥当性を検討するための国際的な議論への対応、IAEA 核セキュリティ・シリーズ及び関連文書の策定・見直しへの参画等を行う。(I)</li> </ul>			

- 緊急時の準備と対応に関する IAEA 等による国際会合への参画等を通じて、我が国の知見を発信するとともに、我が国の制度の改善に資するよう、最新の動向や知見に係る情報を収集・共有する。(I)
- 保障措置に関する各種国際会議への参加や、IAEA に対する保障措置技術開発支援等を通じて、我が国の保障措置に対する国際社会の理解増進を図るとともに、国内外の保障措置の強化・効率化に貢献する。(I)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	海外情報の共有等の業務に関する全庁横断的な国際業務の改善について体制を確立し、継続的に実施できたか	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国際会議出席者リスト、安全基準策定状況一覧等を管理し、継続的な情報の提供や必要に応じた対応者の調整を行った。</li> <li>• 公電にて共有された情報を定期的に共有した。</li> </ul>
イ	国際社会における原子力安全に関する活動に貢献できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 放射性廃棄物等合同安全条約の検討会合に出席し、締約国の国別報告書のレビューを行った。</li> <li>• トルコ、バングラデシュの IRRS に参加した。</li> </ul>
ウ	国際機関、二国間、多国間の枠組みを活用して原子力安全に関する情報発信・情報共有や海外の知見の収集・施策への活用を行えたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (1)②イと同じ。</li> </ul>
エ	拠出金の企画立案・実施管理を通じて、予算要求、国際機関への拠出手続きが適切に行えたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 拠出金の企画立案・実施管理を拠出済みの残高管理も含めて適切かつ柔軟に行った。</li> </ul>
オ	国際関係について原子力規制原子力規制庁内への情報共有・施策への活用ができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 海外派遣者、公電等から得られた情報を適切に展開した。</li> <li>• 幹部等、関係者に IAEA が提供するウクライナ最新情報を適宜共有した。</li> </ul>
カ	オンラインによる参加も活用しつつ、国際会合等に出席し、我が国の知見の発信を積極的に行ったか。また、最新の動向や知見を収集し、関係者への共有・施策への活用を行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ENSREG、NHSI、NSSG 等の国際会合に出席し、最新の議論内容について情報収集を行った。</li> </ul>
キ	IAEA の安全基準や ICRP 等の文書の翻訳を進め、ホームページで公開することができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• IAEA の安全基準や ICRP 等の文書の翻訳について、スケジュールを管理しつつ、国際室と他課室と協力して翻訳を進め、適切な時期に HP で公開されるようにした。</li> </ul>
ク	最新の動向や知見について、原子力規制へ反映すべきものがないか関係部署と情報共有を行い、検討を進めたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国際アドバイザーや放射性廃棄物等合同安全条約の検討会合から得られた情報・指摘事項に対して、国際室と他課室と協力して対応可能か検討した。</li> </ul>
ケ	改正核物質防護条約の妥当性を検討するための国際的な会議への参加、IAEA 核セキュリティ・シリーズ及び関連文書の策定・見直しへの参画等を行い、また、二国間・多国間の枠組み等の活用等により、我が国の核物質防護に係る規制の継続的な改善につなげることができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• IAEA の核セキュリティガイダンス委員会 (NSGC) 会合 (令和4年6月13日～16日、11月29日～12月1日) に参加し、核セキュリティ・シリーズ文書のレビューの進め方及び核セキュリティ・シリーズ文書案についての議論に貢献した。</li> <li>• 米国との核セキュリティ作業グループ (NSWG) の枠組みにおいて、オンライン会合 (令和4年9月16日) を開催し、核セキュリティの技術情報に関する議論を行った。さらに、令和4年11月7日～8日に開催された NSWG 第11回会合 (東京) に参加し、IAEA 核セキュリティ・シリーズ文書「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告」(INFCIRC/225/Revision5) (NSS No.13) の実施に関する技術情報交換として、3つのテーマ(①武力対抗演習 (FOF)、②サイバーセキュリティ、③核セキュリティ目的の核物質の計量管理 (NMAC)) における活動計画の詳細について確認した。本計画の一環として、サイバーセキュリティに関する技術情報交換 (令和4年12月6日～9日、日本:東京及び日立市) とフォースオンフォース (FOF) 演習に関する技術情報交換 (令和5年1月16日～20日、米国:アルバカーキ) を実施した。</li> <li>• IAEA 核セキュリティ・シリーズ文書「核セキュリティ基本原則」(NSS No.20) の改訂の必要性に関する第2回法律・技術専門家会合 (令和4年12月19日～21日) に参加し、同文書の改訂に関する議論に貢献した。</li> <li>• 米国との協力に基づく「アジア地域性能評価能力構築ワークショップ」(9月13日～15日) に参加し、議論に貢献した。</li> <li>• 改正核物質防護条約の締約国会議 (令和4年3月28日～4月1日) に参加し、技術的な議論に貢献した。</li> <li>• 「OECD/NEA 核セキュリティ多国間イニシアティブ」会合 (6月22日～23日) における原子力規制委員会の発表資料の作成し、会合における議論に貢献した。</li> <li>• OECD/NEA による核セキュリティに関する多国間の情報交換枠組み: Framework for Understanding Nuclear Security challenges and implementation (FUNSEC) 設立及びその活動内容に係る提案に対して、原子力規制委員会としての対応方針を OECD/NEA 事務局に示した。</li> <li>• 核脅威イニシアティブ (NTI) の核セキュリティ・インデックス 2023 年版 (第6版) の調査に対応した。</li> <li>• 内部脅威緩和に関する国際イニシアティブ (INFCIRC/908) の国際作業グループ (IWG) の枠組みにおける、内部脅威緩和に関する用語集のレビュー及びコメントの提供並びにセキュリティ文化の分科会による調査票の作成などの貢献を行った。</li> <li>• IAEA 主催の「内部脅威に対する予防及び防護措置に関する上級実務レベル研修コース」(令和4年9月5日～9日) に参加し、内部脅威緩和についての議論に貢献した。</li> </ul>

コ	緊急時の準備と対応に関する国際会合等へ出席し、我が国の知見の発信を積極的に行ったか。また、最新の動向や知見を収集し、関係者への共有を行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力事故早期通報条約及び原子力事故援助条約の権限ある当局の代表者会合へ出席し、収集した知見を関係者に共有した。</li> <li>緊急時の準備と対応に関する IAEA、OECD/NEA の国際会議へ出席し、我が国の原子力災害対策に関する知見の発信、最新の動向や知見に係る情報を収集するとともに、収集した情報を関係者と共有した。</li> </ul>
サ	各種国際会議への参加や、保障措置技術開発支援等を通じて、国内外の保障措置の強化・効率化に貢献したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン会議で開催された欧州保障措置技術開発学会 (ESARDA) (令和4年5月)、国際保障措置シンポジウム (令和4年10月)、アジア太平洋保障措置ネットワーク (APSN) (令和4年12月) 等へ出席するとともに、日常的な IAEA との調整を通じて IAEA が要望する支援内容を確認し、対 IAEA 保障措置技術開発支援計画 (JASPAS) 等の枠組みを通じて必要な支援を行った。</li> </ul>

(③ 管理業務の確実な遂行)

- 行政文書管理に係る適切な人員配置を行い、共有フォルダにおける体系的管理及び電子決裁による意思決定、文書管理業務のシステム化の検討等により行政文書の電子的管理を推進する。(Ⅱ)
- 行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深め適切な文書管理業務を実施するための研修等を適切に実施する。(Ⅰ)
- 適切な機構・定員要求等を通じ、中長期的な視点で、将来も含めた業務の必要に応じた原子力規制庁の組織構成及び人員配置等の資源配分の見直しを行う。(Ⅰ)
- 情報システムの安定的な運営を行う。(Ⅰ)
- 会計法令及び関係規程類に則って、予算の効果的かつ効率的な執行に努める。(Ⅰ)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	行政文書管理に係る体制整備、電子的管理の促進ができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課室等の行政文書ファイルの管理シートの精査、執務室や書庫内の未登録文書の整理等を実施した。</li> <li>共有ドライブ内の精査や体系化、電子決裁による意思決定、文管システムでの管理を進める等、電子的な文書管理を推進した。</li> </ul>
イ	行政文書の管理に関するガイドライン等の改正が予定されており、これらを踏まえて、原子力規制委員会行政文書管理規則等を改正するとともに、新ルール、関係規程類・留意事項等の周知、業務の効率化等ができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>共有ドライブ内の精査や体系化、電子決裁による意思決定、文管システムでの管理を進める等、電子的な文書管理を推進した。また、共有フォルダ上の文書の整理の基本方針を踏まえ、先行実施課室における検討、成果を踏まえ、基本的ルールや作業マニュアルを策定すべく作業を進めている。</li> </ul>
ウ	行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深め適切な文書管理業務を実施するための研修等を適切に実施したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政文書の管理に関するガイドライン等の改訂を踏まえ、原子力規制委員会行政文書管理規則の改正を行った。また、規定例上の文言の定義や留意事項など技術的・細目的事項について、文書管理業務を行うに当たって、適宜参照することを目的に公文書管理課長通知が体系的に整理されたことから、庁内に周知等を行うとともに、これらの内容を踏まえ適切に研修等を行った。</li> </ul>
エ	組織の機能が全体として中長期的に持続可能となるよう、組織構成及び人員配置等の見直しを行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドライン等の改訂を踏まえ、行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深め適切な文書管理業務を実施できるよう研修資料の内容を全面的に改訂し、研修等を適切に実施した。</li> <li>中長期的な視点で組織構成の検討を行い、①審査の効率化のための体制及び検査体制を強化する。また、②着実な原子力安全規制に対する国民理解の醸成のための体制強化、③国際動向を踏まえた最新規制の取り入れに係る調査研究のための体制強化に必要な機構定員を要求している。</li> </ul>
オ	情報システムの安定的な運営を実現したか。また、新型コロナウイルス感染症の影響下においても変化に適切に対応し、原子力規制庁内業務の確実な遂行に寄与したか。	S	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用事業者と連携して情報システムの安定的な運営を実現するとともに、情報システムを用いて安定的な在宅勤務を可能とすることにより、新型コロナウイルス感染症の影響下においても変化に適切に対応し、業務の確実な遂行に寄与した。</li> <li>第4次行政 LAN システムの調達に向けて、デジタル庁及び関係部署と連携しながら、調査研究を開始しており、当初想定よりも大幅に前倒しで作業を実施できた。</li> </ul>
カ	予算の適切な執行管理を行えたか。	S	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての支出について適正な予算科目にて執行するとともに、予算残額等を見据えた適切な執行管理を行った。</li> <li>歳入、支出、執行管理に係る手続きの見直しによる事務処理時間の短縮、文房具等の再利用による経費の節減等、各種の業務合理化・効率化策を推進した。</li> <li>会計検査院の令和3年度決算検査報告においても原子力規制委員会・原子力規制庁に係る指摘事項はなかった。</li> </ul>

(④ 訴訟事務及び法令審査)

- 訴訟事務や不服申立て事務について、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に対応するとともに訴訟や不服申立ての増加等の状況を慎重に見極め、業務の遂行体制や事務作業の効率化・見直しを図っていく。(Ⅰ)
- 訴訟及び不服申立てに適切に対応するため、継続的・組織的に新しい知見の収集・調査を行う。(Ⅱ)
- 所管行政が法的に適正に行われ、かつ、制度的な改善が弾力的かつ円滑に行われるよう、法令等の立案及び運用に係る改善すべき点を把握し、長官官房における審査等を通じて、各部署の着実な法令等の立案・運用を支援する。また、必要に応じてマニュアル等の作成及び見直しを行い、庁全体の立案技術の向上を図る。(Ⅰ)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	訴訟事務や不服申立て事務について、業務量の推移に応じて体制を構築し、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に業務を遂行できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務量を踏まえ柔軟に体制の見直しを行うとともに、公判に提出する準備書面の検討等について関係機関とも連携して適切に対応することができた。</li> </ul>

イ	訴訟対応及び不服申立て対応をより強化するために、有効な調査ができたか。	A	・法務部門や原子力規制庁内関係部署の適切な支援の下、準備書面の作成等に必要の有効な調査を実施することができた。今後も、法務部門や原子力規制庁内関係部署との連携強化を進めていく。
ウ	長官官房における法令審査及び法令相談等を通じて、各部署の法令等の立案・運用を着実に支援できたか。	A	・法令審査や法令相談を通じ、関係課室が所管法令に基づく企画、立案、規制の実施等を適切に行えるよう支援した。規則5件、告示4件等、法令審査を行った。法令相談については案件に応じて適切に対応した。(処理件数約40件)
エ	必要に応じて法令立案等に係るマニュアル等の作成・見直しを行うことができたか。	A	・意見公募手続マニュアルを令和4年7月及び12月に更新した。

施策名	(3) 職員の確保と育成	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第1章第3節/令和4年度原子力規制委員会年次報告第1章第3節)		
年度業務計画 (Plan)	I: 既定の方針に基づき確実に実施するもの II: 改善事項等一定の新規性のあるもの III: 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの		

(① 高い倫理観の保持)

- 職員が国家公務員としての高い倫理観を保持し、規律を守るため、研修や幹部メッセージの発出等を引き続き行い、その効果や対応状況を把握し、個別対応が必要となる職員への指導監督を行う。(I)
- 職員の仕事と生活の調和が図られるよう、ワークライフバランスに関する職員の世代別ニーズを把握し、ニーズに応じた説明会を開催するとともに、新行政 LAN システムを活用したワークライフバランスの各種施策のさらなる検討を実施する。(II)

定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修や幹部メッセージの発出等の啓発活動を行った回数、政府が掲げる各種ワークライフバランス関連施策の達成度合(男性育休(2025年までに30%)等)等から、効果を確認できたか。</li> </ul>
イ	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>全職員について、月45時間を超える超過勤務月数が6ヶ月以内となることを達成し、達成できない職員については、健康上の配慮を適切に実施したか。</li> </ul>
ウ	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワークライフバランスに関する職員の世代別ニーズを把握し、ニーズに応じた説明会を開催したか。また、新行政 LAN システムを活用したワークライフバランスの各種施策のさらなる検討を進めたか。</li> </ul>

(② 原子力規制人材の確保)

- 人材の確保については、新卒採用の促進に資するよう積極的に説明会を行うとともに、新卒者・経験者採用等を適切に実施し、厳選して選考を行う。(I)
- 原子力規制人材育成事業については、行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘事項等を踏まえ、令和4年度の新規採択を行い、継続事業を実施するとともに、事業の実績を適切に把握する。(I)
- 職員の多様性への配慮及びメンタルヘルスに関する研修の提供や、男女共同参画の機会の増進を図る。(I)

定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘を踏まえ、原子力規制人材育成事業の実績を把握するための指標を適切に設定し、実績を把握したか。</li> </ul>
イ	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の多様性への配慮及びメンタルヘルスに関する研修の提供や、男女共同参画の機会の増進を図ったか。</li> </ul>

(③ 原子力規制人材の育成)

- 職員の国際活動に係る力量向上に全庁的に取り組む。なお、新型コロナウイルス感染症により海外機関等に派遣できなかった職員については、可能な限り派遣することができるよう調整する。(I)
- 平成30年度に開始した検査官等の資格に係る教育訓練課程に係る研修等を着実に実施し、力量管理及び知識管理のさらなる推進を図る。また、研修の質の向上に向けた令和3年度の試行結果を踏まえ、可能なものから教育訓練課程にアクティブラーニングを取り入れる。また、講師のアクティブラーニングに係る指導力向上のための研修を実施する。(I)
- 令和5年度の本格運用を目指し、力量管理シートを使用したバックオフィス系業務を担う職員の力量管理の試運用を開始する。(III)
- 分散型訓練生のための講義の録画配信を開始する。(II)
- 引き続き、職員が現に就いているポストで自己の能力が発揮できているかを調査し、任用に活用するためのデータベースを構築する。(I)

<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度に策定した職員のキャリアパスイメージについて、説明会を夏の人事異動期前にも実施するとともに、より多くの参加者が得られるよう努める。(Ⅰ)</li> <li>人事評価において、上司に加え、同僚や部下からも評価を受ける360度評価を試行する。(Ⅱ)</li> <li>原子力規制事務所からのニーズ(問題点・課題)を収集し、類型化・担当部署の特定をするとともに、優先順位を付け計画的に課題解決を図る。(Ⅱ)</li> <li>研究系職員の人材育成及び研究環境整備のため、大学やJAEA安全研究センター等の外部の研究組織／部門との人材派遣を含む人事交流や共同研究事業の推進を図る。(Ⅰ)</li> <li>安全研究の実施や研究人材の育成に当たり、研究倫理や研究者として基本的な姿勢について遵守する取組を行う。(Ⅰ)</li> </ul>			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、国際機関等に着実に職員を派遣したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、先方の国際機関にも配慮しながら、令和4年度は、IAEA等の国際機関等に9名(令和3年度8名)を派遣している。</li> </ul>
イ	国際協力業務への資質のある人材育成のための機会を提供したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>上述アの国際機関等への派遣に加え、あらかじめ担当を決めた職員を定期的に国際会議に参加させることで人材育成を図っている。</li> </ul>
ウ	規制実務を担うことができる人材を継続的に確保・育成するために、教育訓練課程を受講させる等して、任用資格を付与できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制実務を担うことができる人材を継続的に確保・育成するために、令和4年度は新たに9人に集中型教育訓練課程を受講させる等、のべ171名の職員に任用資格を付与した。</li> </ul>
エ	令和3年度の試行結果を踏まえ、可能なものから教育訓練課程にアクティブラーニングを取り入れたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度から申告制度等の8件の研修でアクティブラーニングを取り入れた。</li> </ul>
オ	講師のアクティブラーニングに係る指導力向上のための研修を実施したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>講師のアクティブラーニング指導力向上のためのe-ラーニングによる研修を導入、通年受講できるよう整備し、29人が受講した。</li> </ul>
カ	力量管理シートを使用したバックオフィス系業務の力量管理の試運用を行い、令和5年度の本格運用に向けて検討・改善を行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>4月から8月にかけて力量管理シートを使用したバックオフィス系業務の力量管理の第1期試運用を実施、アンケート結果を取りまとめた。アンケートの結果、定量的な評価を実施しづらく、業務によって力量管理の設定の粒度が異なる等の意見があったことを踏まえ、業務マニュアルがしっかり整備されている業務に絞って令和5年度より第2期試運用を行い、令和5年度中の本格運用を目指す。令和5年度からの本格運用に向けて、人事管理システムによる運用を検討した。</li> </ul>
キ	分散型訓練生のための講義の録画配信を開始したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修計画に基づき分散型訓練生のための講義の中継及び録画配信を開始、37講義を実施した。</li> </ul>
ク	年1回の希望調書で、職員が能力に応じたポスト任用をされていると感じているかなど、満足度の自己評価調査を実施できたか。また、調査結果を任用に適切に反映するためのデータベースを構築したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>希望調査書における「能力に応じたポスト任用をされているかの満足度」の自己評価を人事管理システムに登録し、その情報を活用しながら任用を行った。</li> <li>年度当初には想定していなかったが、キャリアパスイメージに沿った人材育成や人事上の配慮が行われることを確実にするためにキャリアコンサルティング構想の運用を開始した。</li> <li>さらに、人事異動時の配慮として、職員に対し、異動先での業務内容や職員への期待などについてワンボイスで伝わる取組を開始した。</li> </ul>
ケ	説明会を夏の人事異動期前に実施できたか。また、多くの参加者が得られるよう工夫したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度に策定した職員のキャリアパスイメージに関する説明会については令和4年3月までに実施し、計34人が参加した。</li> <li>さらに、令和4年9月に設定した研究職のキャリアパスイメージについて、令和5年2月に説明会を行い、計46人が参加した。周知の際には、複数の方法を用い、多くの参加者が得られるように工夫した。</li> </ul>
コ	360度評価を試行できたか。	S	<ul style="list-style-type: none"> <li>全管理職に加え、管理職的立場にある職員136名を対象とした360度評価の試行を行い、全職員(回答率100%)が回答した。評価結果を被評価者にフィードバックし、自らの気づきを促すとともに、導入に向けて課題を整理した。</li> </ul>
サ	原子力規制事務所からのニーズ(問題点・課題)について、データベース化し、課題の改善につなげることができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>Garoon上の相談スペースに投稿された地方事務所からの要望等について、ニーズの緊急性、優先度を考慮しつつ本庁関係課室と連携し課題解決を図っている。具体的には、女川原子力規制事務所におけるオフサイトセンター周辺の宿舍の設置要望、玄海原子力規制事務所におけるオフサイトセンターの警備員配置に係る要望等について対応を行った。</li> </ul>
シ	外部の研究組織／部門との人事交流や共同研究事業の推進ができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究系職員の人材育成及び研究環境整備のため、令和4年度から実施することが計画されていた7件を含む17件の共同研究(大学12件、JAEA等5件(重複含む))を実施した。また、5件の共同研究において協力研究員として10名の職員を派遣した。</li> <li>研究系職員の能力向上を目的に、JAEA安全研究センターに2名の職員が出向し、令和4年9月22日に博士号を取得した。また、これ以外にも大学にて1名が博士号を取得した。</li> </ul>
ス	研究倫理や研究者として基本的な姿勢について遵守する取組を行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全研究の品質向上のため、外部の研修プログラムを利用した研究倫理に係るe-ラーニング研修を企画し、実施した。</li> </ul>

## ■評価結果

目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)		B	判断根拠	一部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね達成したため	
				定性指標	定量指標
施策毎の評価		(1)原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践		A (S評価:1、A評価:16)	A評価:2
		(2)規制行政を支える業務基盤の充実		A (S評価:3、A評価:20)	—
		(3)職員の確保と育成		A (S評価:1、A評価:17)	S評価:1、A評価:1、B評価:1
評価・分析			次年度の取組の方向性(中間評価の場合は今後の取組の方向性)		
(1)原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践					
②イ	S	OECD/NEA との共催で 1F10 年イベントを開催し、1F 事故後 10 年間にわたる日本の原子力規制当局の取り組みを紹介し、大規模イベントを成功に導き、次の 10 年に向けて取り組むべき課題を特定した。なお、1F10 年イベント後に OECD/NEA のホームページに発表されたイベントの報告(英文)に対して原子力規制委員会の意見を伝え、その内容が同報告に反映された。		イベント成果の原子力規制庁内展開を図る。	
新規	—	原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織との関係において、原子力規制委員会の運営の透明性の向上のため、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」を改正し運用を開始した。		被規制者や原子力の利用の推進に係る事務を所掌する行政組織等との関係において、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」の遵守を徹底し、原子力規制委員会の運営の透明性を確保する。	
(2)規制行政を支える業務基盤の充実					
①ア	S	マネジメントシステムの改善については、以下の特筆すべき改善を行ったことを評価して S 評価とした。 ・年度業務計画の進捗管理様式の見直しによる業務の効率化と中間評価における業務分担や業務見直しに関する話し合いの促進 ・組織文化に係るアンケートの設問を見直し、組織の状況を把握する総合設問と具体的な取組について問う個別設問を設け、相関分析を取り入れる等により調査結果を業務改善に活かせるよう工夫した。 ・従来全庁の結果を全職員に周知していた組織文化に係るアンケートの結果について課室毎に整理をし、課題の把握や具体的な改善につなげられるように工夫した。		・改善した組織文化に係るアンケートについて、前年比較の分析の方法やその活用、課室毎に行われる業務改善等の支援のあり方について検討する。 ・今年度の組織文化に係るアンケート等で課題として把握された部署を超えたコミュニケーションの課題について改善策を検討する。	
③オ	S	次期行政 LAN システムの構築について、デジタル庁等との連携により政府全体の情報システムに係るスケジュール感を把握したことで、当初目標よりも早期に計画立案ができたため、目標を超過して達成する見込みとなった。			
③カ	S	予算の執行管理等に係る以下の取組を行い、業務の合理化・効率化の観点から特筆すべき改善を行った。 ・歳入、支出、執行管理の各段階に係る手続きを見直し、マクロ化によるデータ入力の効率化等の必要な改善策を講じることで、事務処理の大幅な合理化・効率化を実現した。 ・全庁の使用していない文房具等を集約したりサイクルコーナーを設置し、文房具等の再利用を促進することで、前年度より 300 万円程度の経費削減を実現した。			
新規	—	令和6年に IPPAS ミッションを受け入れることを新たに中期目標に掲げた。		IAEA による IPPAS ミッションの受け入れに向け、関係機関と連携しつつ、事前準備を進める。	
新規	—	組織全体の機能を中長期的に持続可能とするために必要な取組に留意して組織構成等を見なおすことを新たに中期目標に掲げた。		今後数年にわたる規制上の課題を整理した上で、組織構成及び人員配置等の資源配分がそれに見合ったものになっているかを検討する機会を設ける。その検討結果も踏まえ、適切な機構・定員要求を通じ、中長期的な視点で、将来の業務の必要性に応じた資源配分の見直しを行う。	
新規	—	多様な経験や属性等を有する職員が、それぞれの能力を最大限に発揮して活躍できる良好な職場環境の創出に努めることを新たな中期目標に掲げた。		・職員の多様性に配慮するとともに、仕事と生活の調和が図られるよう、育児や介護と仕事の両立などワークライフバランスに係る制度をわかりやすく情報提供する。 ・特定の職員に業務が集中し職員が一人で業務を抱えて孤立しないよう、また職員が言い出せず困っているような家庭の事情などを早めに察知する観点から管理職は職員と定期的に 1on1 ミーティングを行う。 ・課室を超えた職員間のコミュニケーションが活性化する仕組みを検討し、試行する。 ・より働きやすい職場環境を醸成する観点から、庁舎管理を適切に行うとともに、職場内施設、設備等の改修整備、物品の調達等を必要に応じて行う。	

(3) 職員の確保と育成		
定量	S	<p>新卒採用の採用活動において、他省との合同での説明会の実施、就活 web サイトでの積極的な広報、女性向けインターンシップの開催等を実施した。また、中途採用の採用活動において、公募ポスターの掲示や立地自治体の広報誌や関係学会への募集広告等を実施した。これらの取組により、来年度の採用は、新卒採用として 40 名、中途採用として 33 名を見込んでいる。これら採用者を増強したことにより、令和 4 年度末の退職者を加味しても、令和 5 年 4 月時点での定数に対する実員数の割合は、95.1%となる見込みであり目標を達成できた。この目標は長年実現できなかったものであり、困難度の高いものであるため「S」とした。</p>
定量	B	<p>年間の研修受講者の延べ人数は約 2,000 人だった。目標設定時には、第 5 期集中型訓練生の人数を、第 4 期集中型訓練生と同等の 15 名程度と想定していたが、9 名となったこと(集中型訓練生の講義は約 70)、他の研修で大幅な参加者の増加も見込めず、2,500 人は達成できなかった。</p> <p>令和 5 年度の目標設定にあたっては、設定方法を再検討する。</p>
③コ	S	<p>年度当初は、人事課のみを対象として 360 度評価の試運用を行う予定であった。その後、全管理職及び管理職的立場にある職員すべてを対象に拡大して試行した。これらの評価結果を着実に対象者にフィードバックするとともに、本評価における今後の課題も整理し、次年度の本格運用に向けた対応が行えた。本評価は、ノウハウや実施方法の知見の不足により長年の課題であり、これを全庁的に初めて実施できたことから「S」とした。</p>

## ■その他

学識経験を有する者の知見の活用	
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	令和 4 年度マネジメントレビュー(第 2 回)(令和 4 年度第 81 回原子力規制委員会(令和 5 年 3 月 8 日)) 令和 4 年度原子力規制委員会年次報告(令和 5 年 6 月 6 日閣議決定、国会報告)
担当部局・作成責任者名	

## 令和4年度原子力規制委員会業務計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性(政策評価書)(案)

施策名	2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2022			
施策の概要	(1)原子炉等規制法に係る規制の実施 (2)安全研究の推進と規制基準の継続的改善 (3)改正原子炉等規制法の着実な施行 (4)規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応	目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2022			
達成すべき目標(アウトカム)	<p>(1)原子炉等規制法に係る規制の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法定の審査及び検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、安全上重大な事象を発生させない。(核セキュリティ及び保障措置に係る目標は3.を参照)</li> <li>事業者による安全性向上評価の確認や、審査や検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進させる。</li> <li>原子力施設のトラブルに関し、原因究明、再発防止策の評価等の対応を厳正かつ適切に行う。</li> </ul> <p>(2)安全研究の推進と規制基準の継続的改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2.(4)に掲げる規制上の課題を踏まえた安全研究を行い、最新の科学的・技術的知見を蓄積する。また、国際共同研究を積極的に活用する。</li> <li>国内外の最新知見を収集し、安全上重要なものを、適時、規制基準に反映する。</li> <li>新規規制基準適合性審査により得られた経験等をもとに、規制基準等について、具体化や明確化を図る。</li> </ul> <p>(3)改正原子炉等規制法の着実な施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制検査について、円滑な立ち上げと早期の定着を図り、検査の効果及び効率を向上させる。</li> <li>事業者における品質管理体制等を強化するために改正した各種許認可制度を円滑に施行し、厳正かつ適切に運用する。</li> </ul> <p>(4)規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力施設の審査状況・課題の明確化を図る。</li> <li>バックフィット制度について、これまでの実績を踏まえ、円滑かつ効果的に制度が運用できるよう、改善点を抽出し、制度の体系化を図る。</li> <li>審査・検査における合理性・客観性を向上させるため、リスク情報を活用する手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。</li> <li>リスク情報を活用したグレーデッドアプローチの積極的な適用により、安全上の重要度に応じて規制要件などを見直す。</li> <li>廃止措置が安全・確実に進められること、また、進められていることを審査、検査等によって確認していく。</li> <li>事業者において様々な放射能レベル・核種の廃棄物の処理・処分やクリアランスを円滑に進めることができるよう、規制上の対応を進める。特に、ウラン廃棄物の処分については、実効的な基準等を整備する。</li> <li>IRRS で受けた勧告・提言について、規制の改善に取り組む。</li> </ul>					
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること					
施策の予算額・執行額等	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
状況 (百万円)	当初予算(a)	9,144	9,079	9,798	9,494	9,516
	補正予算(b)	209	145	0	0	0
	繰越し等(c)	▲130	▲265	128	538	▲33
	合計(a+b+c)	9,224	8,958	9,926	10,032	9,483
	執行額(百万円)	7,919	7,426	8,109	8,398	7,713

## ■各施策の進捗等の評価

施策名	定量指標	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由、評価の視点 (水準・目標年度の設定の根拠)	評価
		年度ごとの実績値						
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
(1)原子炉等規制法に係る規制の実施	原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数	0	0	0	0	0	原子力・放射線施設における事故を未然に防止するため、各種規制を講ずることが原子力規制委員会の根幹的な本務であるため。(原子力災害対策特別措置法第10条の通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性がある事象が生じたため、防護措置の準備を開始する必要がある段階のもの。同法第15条による通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のもの。加えて、環境中に相当量の放射性物質が放出され、公衆が著しい被ばくを受けることがないようにすることを目標とすることを明確にするため、局所的な影響を伴う事故(INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)のレベル4以上)の発生件数を指標とする。)	A
	原子力災害対策特別措置法第15条による通報件数	0	0	0	0	0		A
	公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数	0	0	0	0	0		A
		0	0	0	0	0		

施策名	(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施		評 価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第 2 章第 1 節/令和 4 年度原子力規制委員会年次報告第 2 章第 1 節)			
年度業務計画 (Plan)	I : 既定の方針に基づき確実に実施するもの II : 改善事項等一定の新規性のあるもの III : 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの			
<ul style="list-style-type: none"> <li>申請に対し、実用発電用原子炉や核燃料施設等ごとの立地特性や施設の特徴・安全上の重要度を踏まえつつ論点等を明確にし、法令に基づき厳正かつ適切に審査を実施する。(I)</li> <li>審査の段階に応じて、残された課題についての原子力規制委員会及び事業者双方の認識を共有するための一層の取組を進める。(II)</li> <li>法定の検査・確認を厳正かつ適切に実施する。(原子力規制検査については(3)で詳述)(I)</li> <li>対応区分を4とした東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対して、厳正な追加検査を行う。(III)</li> <li>事業者による安全性向上評価の確認や、審査や検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進する。(I)</li> <li>安全性向上評価届出制度について、事業者との意見交換を行い、必要に応じて見直しの検討を進める。(II)</li> <li>核燃料物質及び核原料物質の使用者に対して、安全性向上に関する説明の機会を設ける。(I)</li> <li>事故トラブルについて、原子力安全上の影響の程度等に応じ適切に対応する。(I)</li> </ul>				
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況	
ア	<p>設置変更許可申請、工事計画認可申請、運転期間延長認可申請、廃止措置計画等の審査について「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和 2 年 2 月原子力規制委員会了承)等に基づき、厳正かつ適切に審査を実施したか。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査について、形式主義を排し慢心を戒める姿勢を常に堅持しつつ、科学的・技術的な見地から、安全上の特性に応じて厳正かつ着実に審査を実施した。</li> <li>業務準化のため兼用キャスク等の担当を変更したことに伴い審査チームの体制を見直すなど、人事異動、各チームの業務量、審査の進捗等を踏まえ、必要に応じて案件の割り振りの見直しやチーム間の人員の移動、チーム横断の対応体制構築等を適時適切に行った。</li> <li>新規基準の適合性審査における設工認の審査においては、審査の漏れを防止し、及び施設の特徴に応じた審査を適切に実施するため、NSRR の設工認審査漏れを受けて作成した、許可申請書に記載されている設備等と設工認における要求事項との対応表等を活用した審査を進めている。</li> <li>現在、新規基準適合性に係る設置変更許可審査中の常陽については、原子力規制委員会及び申請者双方の認識を共有するための様々な審査プロセスの改善の工夫を講じた。具体的には、原子力規制委員会における今後の審査の進め方の議論を踏まえて審査を進め、取りまとめに際しては、申請者に対して基本設計の成立性を示すエビデンス資料やこれまでの審査会合で議論した内容の「まとめ資料」の作成を指示し、提出を受けた資料の内容を確認して、基準適合性の判断観点に必要な指摘を審査会合で行っている。</li> <li>審査会合の開催に際しては、事前に取りまとめた指摘事項について、担当原子力規制委員会委員・指定職と議論を行った。また、審査会合終了後には、申請者とのラップアップ面談を実施し、会合で審査チームから指摘した内容の認識に相違がないかの確認を行う活動を実施している。これらの活動は今後も継続的に実施する。</li> <li>審査会合後のラップアップを始めとした必要な面談を適宜行うことで、審査上の論点・指摘事項等について、事業者との認識の共有を図った。</li> <li>具体的には、日本原燃再処理施設については、原子力規制委員会です承した審査の進め方に基づき審査を行い、担当者間のみならず、指定職・安全規制管理官と役員との面談を適時行い、常に審査上の課題を共有し、対策を講じた。これらを踏まえて、設工認の第1回申請を処分した。第2回申請は対象施設が膨大であることから、公開の審査会合において、審査を円滑に進めるために改善した日本原燃の体制等が十分機能するように取り組むことの重要性を指摘した。また、個々の設計及び工事について事業変更許可等の内容との対応も含めて理解を深めたうえで、的確に説明することの重要性を指摘した。当該指摘を踏まえた事業者の対応状況の確認を含め、第2回申請の審査を行っている。</li> <li>ウラン加工事業者については、先行して行った三菱原子燃料及び原子燃料工業(熊取)の審査では、グレーデッドアプローチの適用が不十分であり、過剰な審査となった。これを踏まえ申請書の記載の考え方等に係る公開の意見交換会を行い、施設の特徴やリスクを総合的に考慮した記載内容とするように共通認識を図るための議論を行った。当該結果を踏まえ、加工施設に係る適合性審査業務についてまとめた「核燃料物質加工施設に関する審査業務の流れについて」を令和4年7月に改訂し、HP公開を行った。</li> <li>このほか、部門内においてはグレーデッドアプローチの考え方を学ぶために、安全規制管理官主催の全職員参加の勉強会を実施するとともに、安全規制管理官が作成した課題に各自が取り組むことで継続的な能力向上に努めた。これらも踏まえて、申請案件を処分した。</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"><li>• 審査会合前に、論点ごとの指摘事項を明確化した上で担当指定職及び担当原子力規制委員会委員と議論を行い、審査会合の効率的な運営を行った。</li><li>• 地震・津波等に関する新規制基準適合性に係る設置変更許可申請等の審査について、施設ごとの立地特性を踏まえて個別課題を抽出し、必要に応じて科学的根拠の拡充を求めるなど厳正かつ適切に審査を実施した。また、2つのグループで分担して審査を進めていたが、より効果的に審査を進めるため、3つのグループに再編成を行い、これに伴い1名の上席安全審査官を増員配置した。また、グループ間で考え方の差が生じないように原則週1回以上のペースで地震・津波研究部門も含めて審査部門内において審査における論点、課題等に関する意見交換を行った上で審査会合を開催した。</li><li>• 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う基準地震動の変更の可否に係る審議について、施設ごとの立地特性を踏まえ、必要に応じて追加の検討を求めるなど厳正かつ適切に審議を行った。リサイクル燃料貯蔵燃料備蓄センター(以下「RFS」という。)について、令和5年2月8日に事業変更許可を行った。また、川内原子力発電所及び玄海原子力発電所を除き、追加する検討用地震動に係る審査を概ね終了した。</li><li>• これまでの審査の中で実施してきた原子力発電所等の敷地及び敷地周辺の地質・地質構造に係る現地調査において、帯磁率データの有用性と重要性が確認されてきたが、審査官が必要に応じて、現場で自ら当該データを確認することができるように、携帯型帯磁率計2台を備品として購入し、使用に供する準備を整えた。</li></ul> <p>&lt;原子力発電所の設置変更許可&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 東京電力柏崎刈羽原子力発電所(特定重大事故等対処施設)について、設置変更許可を行った(令和4年8月17日)。</li></ul> <p>&lt;長期化した審査への対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 北陸電力志賀原子力発電所の敷地及び敷地周辺の地質・地質構造に係る審査のうち、第1064回審査会合(令和4年7月29日)及び第1073回審査会合(9月16日)において、敷地内断層の活動性評価、福浦断層の評価について説明を受け、10月13～14日に現地調査を行った。</li><li>• 中部電力浜岡原子力発電所の震源を特定して策定する地震動に係る審査について、第1041回審査会合(令和4年4月15日)において、概ね妥当な検討がなされたと評価した。令和4年11月14日に、原子力規制庁職員による現地確認として、敷地周辺のボーリング及びトレンチ調査の途中経過並びに今後の追加調査の検討状況について確認を実施し、審査会合において、事業者による追加調査状況を含めた活動性評価の方針について審議する旨伝えた。</li><li>• 北海道電力泊発電所の震源を特定せず策定する地震動に係る審査について、第1084回審査会合(令和4年10月21日)において、概ね妥当な評価がなされたと評価し、基準地震動策定に係る審査に移った。</li></ul>
<p>イ 設置変更許可において審査の漏れを防止し、及び施設の特徴・安全上の重要度に応じた審査を適切に行うため、新規制基準適合性審査結果の取りまとめに際し、審査で確認した事項を整理し、以降の審査において活用したか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 各審査会合に先立ち、指摘事項等を担当原子力規制委員会委員及び新基準適合性審査チーム長と議論し、整理を行った。これにより、審査会合において、円滑な議論及び指摘が実施でき、効果的な審査に資した。</li><li>• 新規制基準の適合性審査における設工認の審査においては、審査の漏れを防止し、及び施設の特徴に応じた審査を適切に実施するため、NSRR の設工認審査漏れを受けて作成した、許可申請書に記載されている設備等と設工認における要求事項との対応表等を活用した審査を進めている。(再掲)</li><li>• 過去、輸送に係る審査が年単位の期間を要していたが、事業者に対して共通の審査事項について事業者間での情報共有を促したほか、部門内においては審査経験を整理した「審査のポイント」を参照しながら審査を実施し、効率的な業務に努めた。その結果、これまでに1件当たり年単位の時間を要していた審査期間を1件当たり約2ヶ月まで短縮でき、通年においては設計承認13件及び容器承認10件の処分ができた。</li><li>• 審査漏れの防止や、地震・津波等に関する新規制基準適合性審査で確認した事項を整理するため、審査内容を元に、JAEA 高温工学試験研究炉(HTR) (令和2年6月3日許可)、RFS(令和2年11月11日許可)及び中国電力島根原子力発電所2号</li></ul>

		<p>炉の地盤、地震動、津波及び火山の評価に係る確認事項を取りまとめ公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 審査会合後に会合ラップアップに係る事業者面談等を行い、審査会合における指摘事項、問題意識等の相互確認による、事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進させた。</li> <li>• それぞれの審査項目について、次回審査会合に向けたヒアリングの回数を3回以内に収めることができた。</li> </ul>
ウ	<p>審査に関する原子力規制委員会決定文書や了承事項等を審査担当者に正確に理解させるため、決定等の都度、当該文書を審査業務マニュアルに加えたか。また、審査担当者の異動時等において、マニュアルの内容を確実に周知したか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 令和4年4月に「安全審査業務執務要領」を改定した。</li> <li>• 新規に配属された審査官等に対し、上記執務要領や新人向けの審査マニュアルの利用を周知することで、当該職員らが業務を円滑に把握できるよう取組んだ。</li> <li>• 試験炉、研開炉、再処理、廃棄及び使用の審査業務マニュアルの更新に向け、必要な準備作業を進めた。あわせて、審査担当者の異動時に内容の周知を行った。今後も継続的に実施する。</li> <li>• ウラン加工事業者との意見交換会を踏まえて、加工施設に係る適合性審査業務についてまとめた「核燃料物質加工施設に関する審査業務の流れについて」を令和4年7月に改訂し、HP 公開を行った。具体的には、許可申請書上の極少量の核燃料物質を扱う設備の位置づけ及びグレーデッドアプローチの適用方針について改訂を行った。</li> <li>• 建築、土木、津波分野の耐震設計に係る新たな研修を令和5年2月～3月にかけて実施できるように準備を進めている。</li> </ul>
エ	<p>審査会合の都度残された課題を確認し合うなど、審査の段階に応じて、残された課題についての原子力規制委員会及び事業者双方の認識を共有するための取組を一層進めることができたか。</p>	<p>S</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 北海道電力泊発電所3号炉の新規制基準適合性に係る設置変更許可の審査においては、原子力規制委員会及び事業者双方の認識を共有するための様々な審査プロセスの改善の工夫を講じた。</li> <li>• 具体的には、新規制基準適合性に係る審査会合において、新基準適合性チームからの指摘事項を公開ラップアップとして、審査会合の最後に相互の認識共有を行った。</li> <li>• また、論点に対する事業者の作業方針及び作業状況については、会合ごとに作業スケジュールの確認を行い、進捗状況等に疑義がある場合は、指摘を行った。審査会合については、下期には月2回程度開催することにより、最新の作業状況を確認し、事業者と進め方の認識共有の充実を図った。</li> <li>• まとめ資料の確認についても、課題等がある場合には、事業者との認識の共有の充実を図るための審査会合を概ね月に1回程度開催した。</li> <li>• 電力会社経営層との意見交換を踏まえ、審査プロセスの改善に資するように、「電力会社経営層との意見交換を踏まえた新規制基準適合性に係る審査の進め方（令和4年9月7日原子力規制委員会了承）」をまとめ、その方針に基づき、審査を着実に進めた。</li> <li>• 常陽の新規制基準適合性に係る設置変更許可の審査については、審査会合において、新基準適合性チームからの指摘事項を公開ラップアップとして、審査会合の最後に相互の認識共有を図った。さらに、論点に対する申請者の作業方針及び作業状況については、作業スケジュールの確認を適時行い、進捗状況等に疑義がある場合は、都度指摘を行った。審査会合については、下期に計9回開催することによって、申請者の作業状況及び課題を確認するとともに、申請者との認識の共有の充実を図った。</li> <li>• 審査会合の開催に際しては、事前に取りまとめた指摘事項について、共通認識を図るため、担当原子力規制委員会委員・指定職と議論を行った。また、審査会合終了後には、申請者とのラップアップ面談を実施し、審査会合で審査チームから指摘した内容の認識に相違がないかの確認を行う活動を実施した。</li> <li>• 審査会合に先立ち、審査チーム内で審査における論点を明確にした上で指摘事項を共有し、担当原子力規制委員会委員及び指定職との議論の上で会合に臨んだ。これに限らず適時、原子力規制委員会委員・幹部への情報共有や議論を行った。</li> <li>• 安全規制管理官が審査担当と密にコミュニケーションをとり、審査上の課題を早期に発見することで改善策を速やかに提示し、常に審査が適切に進むようマネジメントを行った。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>過去、輸送に係る審査が年単位の期間を要していたが、事業者に対して共通の審査事項について事業者間での情報共有を促したほか、部門内においては審査経験を整理した「審査のポイント」を参照しながら審査を実施し、効率的な業務に努めた。その結果、これまでに1件当たり年単位の時間を要していた審査期間を1件当たり約2ヶ月まで短縮でき、通年においては設計承認13件及び容器承認10件の処分ができた。(再掲)</li> <li>審査会合における指摘事項については、全事業者を対象に、審査会合の最後にまとめを行った。特に泊発電所における審査については、その場で文書化し、より確実な認識共有を図った。</li> </ul>
オ	原子力規制検査を所定のガイドを活用して計画どおりに実施し、特定した検査気付き事項を適切に評価できたか。その他の法定の検査・確認も、厳正かつ適切に実施できたか。	A <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制検査を所定のガイドを用いておおむね年度の検査計画どおりに実施した。</li> <li>第1四半期において6件(うち核物質防護事案1件)、第2四半期において11件(うち核物質防護事案4件)並びに第3四半期において7件(うち核物質防護事案3件)を検査指摘事項等として挙げ、適切に評価した。法定確認行為については、申請に基づき、法定確認ガイドを用いた原子力規制検査結果を踏まえ、技術上の基準に適合していることを適切に確認した。</li> </ul>
カ	東京電力柏崎刈羽原子力発電所への追加検査について、特別の体制を設け、検査の計画立案、実施など一連の検査活動を厳正かつ適時・適切に実施できたか。	A <ul style="list-style-type: none"> <li>東京電力柏崎刈羽原子力発電所追加検査チームを令和3年4月22日に設置し、現在、フェーズⅡの追加検査を実施している。</li> <li>検査の状況については、令和4年度第3回、第5回、第12回、第19回、第26回及び第33回原子力規制委員会(令和4年4月13日、4月20日、5月25日、6月29日、7月27日及び8月31日)において状況の報告を受けた。また、令和4年度第7回原子力規制委員会(令和4年4月27日)において中間とりまとめの報告を受けるとともに、その後の検査の進め方について了承した。</li> <li>令和4年度第38回原子力規制委員会(令和4年9月14日)で、今後の追加検査の方針について了承し、同方針に基づき、検査を実施しており、令和4年度第43回、第52回、第60回、第68回、第76回及び第81回原子力規制委員会(令和4年10月5日、11月16日、12月21日、令和5年2月1日、2月24日及び3月8日)において状況の報告を受けた。なお、令和4年度第81回原子力規制委員会にて、取り替えられた侵入検知設備の機能発揮状況、侵入検知器の取付け状況、不要警報の低減状況、改善する仕組の運用状況、東京電力による行動観察の実施状況などについて、引き続き確認していく旨報告を受けた。</li> <li>原子力規制委員会委員長及び委員全員が柏崎刈羽原子力発電所の現地調査を行う方針としており、令和4年12月2日に伴委員及び杉山委員、令和5年1月28日に山中委員長、2月17日に田中委員及び石渡委員が、現地調査を行った。</li> </ul>
キ	事業者とのコミュニケーション等を通じ、事業者の自主的取組を促進することができたか。	A <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度において、関西電力高浜発電所3号炉及び4号炉、大飯発電所3号炉、九州電力川内原子力発電所1号炉並びに四国電力伊方発電所3号炉から提出された安全性向上評価届出書について、特重施設を含めたPRA評価等の内容を確認し、その結果を取りまとめた。</li> <li>過去、輸送に係る審査が年単位の期間を要していたが、事業者に対して共通の審査事項について事業者間での情報共有を促したほか、部門内においては審査経験を整理した「審査のポイント」を参照しながら審査を実施し、効率的な業務に努めた。その結果、これまでに1件当たり年単位の時間を要していた審査期間を1件当たり約2ヶ月まで短縮でき、通年においては設計承認13件及び容器承認10件の処分ができた。(再掲)</li> <li>令和4年度第2回原子力規制委員会(令和4年4月12日)以降、電力事業者の経営層との意見交換を実施し、今後の審査の進め方に関する要望について聴取した。その結果を踏まえ、令和4年度第37回原子力規制委員会(9月7日)において、新規制基準適合性審査に係る審査の進め方について報告され、できるだけ早い段階での確認事項や論点の提示、現地確認の機会の増加、基準や審査ガイドの内容の明確化など、審査の改善を図った。(再掲)</li> <li>審査会合後に会合ラップアップに係る事業者面談等を行い、審査会合における指摘事項、問題意識等の相互確認による、事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進させた。(再掲)</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年8月29日、11月30日及び令和5年3月13日に検査制度に関する意見交換会合を開催する等、原子力規制検査制度における事業者の取組や、改善措置活動(CAP)の運用状況に加え、原子力規制検査に係る事業者からの意見等について、議論を行っている。</li> <li>核燃料施設等の事業者等については、原子力規制庁が中心となって情報共有の場(核燃料施設等意見交換会議)を設け、原子力規制検査制度に係る課題(重要度評価の考え方や基本検査運用ガイドの解釈など)や、事業者等からの良好事例の紹介など、事業者等の自主的な取組の促進となるように双方で有益となる定期的な情報交換を3回行った。</li> <li>核燃料施設等の事業者等の自主的な改善措置活動(CAP)促進のため、現状の課題を把握するためのアンケートを実施した結果、活動が不十分であるとの意見があったことを踏まえ、核燃料事業者等が日本原子力発電東海第二発電所におけるCAP会議に同席できる機会(令和4年9月6日)を設けるなど、事業者の自主的な取組を促進する活動を行った。</li> <li>炉安審・燃安審の基本部会を計2回(令和4年6月10日、12月8日)開催するとともに、9月30日及び11月20日付けで任期満了となる審査委員について、原子力規制委員会による任命を行い(令和4年度第8回原子力規制委員会(令和4年4月27日)で候補者を選出、令和4年度第21回原子力規制委員会(令和4年7月6日)で10月1日、11月21日付けで審査委員を任命することを決定)、原子力規制委員会の判断に対する客観的な助言を行う体制を整えた。(再掲)</li> <li>令和4年度第53回原子力規制委員会(令和4年11月22日)で、両会長との意見交換を踏まえ、炉安審・燃安審の調査審議事項の改正を決定し、11月29日付で原子力規制委員会から炉安審・燃安審会長への指示、12月13日付で炉安審・燃安審会長から各部会長への付託を行った。(再掲)</li> </ul>
ク	<p>安全性向上評価届出制度について、事業者との意見交換を行い、必要に応じて見直しの検討を進めたか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全性向上評価届出制度について、第14回CNO意見交換会(令和4年4月19日)において関西電力と意見交換を行うとともに、九州電力(4月11日)、関西電力(5月18日)、原子力エネルギー協議会(ATENA)(8月18日、9月15日)との面談を実施し、事業者からの提案をヒアリングした。第12回原子炉安全基本部会・第6回核燃料安全基本部会(12月8日)で、四国電力の安全性向上評価届などの実施状況について聴取した。また、11月22日付で炉安審・燃安審の調査審議事項を改正し、安全性向上評価届出制度に係る改善提案を、炉安審・燃安審で調査審議し、令和5年度以降に原子力規制委員会で報告を受けることとなった。</li> <li>安全性向上評価に関するガイドの改正に向けて、令和3年度に実施した面談を踏まえ、ガイド改正案の検討を進めた。同改正案については、意見公募を実施したのち、その結果を踏まえ、年度内に改正作業を完了した。</li> </ul>
ケ	<p>使用者からの質問に対して、適切に対応することができたか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核燃料物質の使用者が抱える懸案事項及び相談事項について、全事業者(約200事業者)を対象に令和4年度初めてアンケートを実施し、その内容を踏まえて、使用者の懸案事項等の解決に資するため、核燃料物質使用者との意見交換会を実施した。</li> <li>使用者からの質問等について適切に対応してきた。なお、政令41条非該当使用者等の制度等に係る理解促進のための説明会については、現在検討中の「放射線測定器の信頼性確認」の結果を踏まえて、令和5年4月以降に実施する予定。</li> </ul>
コ	<p>事故トラブルについて、事業者等の原因究明、再発防止策等を適切に確認したか。事故トラブルから得た教訓を他施設も含め、適切に反映したか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉等規制法に基づく法令報告事象(特定原子力施設を除く。)については、以下のとおり対応した。また、事故トラブル事象から得た教訓については、必要に応じ、他施設も含め適切に反映されているか事業者等の対応を確認している。</li> <li>○令和4年3月30日に発生した「高浜発電所3号機の蒸気発生器伝熱管損傷」の法令報告については、関西電力からの報告書や原子力規制事務所が収集した情報を踏まえ、令和4年度第1回原子力規制委員会(令和4年4月6日)において原子炉等規制法に基づく法令報告事象への対応マニュアルの対応方針(以下「対応方針」という。)Bで対応する旨の報告を受け、その後、関西電力との面談や令和4年5月23日の公開会合等を通じて確認するとともに、第28回原子力規制委員会(令和4年8月17日)において、令和4年度第1四半期の原子力規制検査等の結果と合わせて法令報告事象の評価の報告を受けた。</li> <li>○令和4年7月8日に発生した「高浜発電所4号機の蒸気発生器伝熱管損傷」の法令報告についても上述と同様に、第23回原子力規制委員会(令和4年7月13日)</li> </ul>

	<p>において対応方針 B で対応する旨の報告を受け、令和4年度第 53 回及び第 55 回原子力規制委員会(令和4年 11 月 22 日及び令和4年 11 月 30 日)において、令和4年度第2四半期の原子力規制検査等の結果と合わせて法令報告事象の評価の報告を受けた。</p> <p>○令和5年1月 30 日に発生した高浜4号機の原子炉自動停止の法令報告事象については、令和4年度第 71 回原子力規制委員会(令和5年2月8日)において対応方針 A で対応する旨の報告を受け、関西電力との面談や公開会合(令和5年3月 7日、3月 14 日)等を通じて確認を進めるとともに、令和4年度第 83 回原子力規制委員会(令和5年3月 22 日)において、法令報告事象の評価及び原子力規制検査の結果の報告を受けた。本件については、検査グループとして被規制者向け情報通知文書を発出する予定で準備中。</p> <p>○令和3年 10 月 12 日の東芝マテリアルからの「核燃料物質使用施設における核燃料物質の管理区域外への漏えいについて」の法令報告(対応方針 C)については、事業者等の原因究明、再発防止対策等が妥当である旨、令和4年度第 12 回原子力規制委員会(令和4年5月 25 日)で報告を受けた。</p> <p>○令和4年7月8日に日本原燃再処理施設で発生した「高レベル廃液ガラス固化建屋における供給液槽 B の安全冷却機能の一時喪失について」の法令報告については、令和4年度第 23 回原子力規制委員会(令和4年7月 13 日)において対応方針 B で対応する旨の報告を受け、その後、事業者との面談や令和4年9月 27 日の公開会合を通じて確認を進め、令和4年度第 45 回原子力規制委員会(令和4年 10 月 19 日)において事業者の原因究明と再発防止対策に対する評価の報告を受け、その際に指示した時定数の短い事象に係るヒューマンエラー防止対策の確認状況について令和4年度第 59 回原子力規制委員会(令和4年 12 月 21 日)で報告を受けた。</p>
--	--

<p>施策名</p>	<p>(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善</p>	<p>評 価</p>	<p>A</p>
<p>施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)</p>	<p>(3.11 報告第 2 章第 2 節/令和 4 年度原子力規制委員会年次報告第 2 章第 2 節)</p>		
<p>年度業務計画 (Plan)</p>	<p>I : 既定の方針に基づき確実に実施するもの II : 改善事項等一定の新規性のあるもの III : 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの</p>		
<p>(① 最新の科学的・技術的知見の蓄積と国際共同研究の活用)</p>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>実施した安全研究成果、学会活動への参加、国際会議への出席等により得られる最新知見を収集し分析する。( I )</li> <li>国外で発生する自然事象に関しては、必要に応じて関係国機関等と協力して情報収集・分析を行う。また、国内の自然事象に関しては、政府機関、研究機関の委員会、学会等に参加し情報収集・分析を行う。それらの結果、最新知見と判断される場合は技術情報検討会において検討する。( I )</li> <li>安全研究から得られる国内外の最新の科学的・技術的知見を審査検査等の規制業務に活用することを目的として、技術基盤グループから原子力規制部への情報提供(技術支援)を行う。( I )</li> </ul>			
	<p>定性指標(評価の視点)</p>	<p>評価</p>	<p>施策の進捗状況</p>
<p>ア</p>	<p>最新知見を収集し分析することができたか。</p>	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最新の科学的・技術的知見に対する収集・分析活動として、19 件の最新知見に関する議論を行うとともに、3件の「要対応技術情報(案)」を抽出し、技術情報検討会にて検討した。</li> </ul>
<p>イ</p>	<p>国内外で発生する自然事象に関し、必要に応じて関係機関等と協力して情報収集・分析を実施したか。</p>	<p>S</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年3月までに発表された国内外の自然事象に関する新たな知見から、規制基準への影響や審査対応の要否を検討し、「技術基盤グループ最新知見等の反映プログラム」の情報シートとしてとりまとめ、技術情報検討会において従来を上回る 18 件のスクリーニング状況を検討し、そのうち以下の3件について詳細を検討した。</li> <li>「高分解能な 3 次元地震波速度構造解析による始良カルデラ下のイメージング(為栗ら、火山、2022)」について、第 53 回技術情報検討会(令和4年5月 26 日)で検討し、本知見を事業者に周知することとした。</li> <li>「防潮堤に作用する最大持続波圧評価式の提案、NRA 技術報告(令和4年7月)」及びこれまでに公表した NRA 技術報告の成果を踏まえ「津波波圧評価に係る確認事項」を策定し、「耐津波設計に係る設工認審査ガイド」の改定に反映すべき知見かどうかを整理した。その内容について、技術基盤グループと地震・津波審査部門で意見交換を行い、第 54 回技術情報検討会(令和4年7月 28 日)にて検討した。また、その改定ガイド案に係る任意の意見募集を行い、第 64 回原子力規制委員会(令和5年1月 18 日)において決定し、同日に施行した。</li> <li>「確率論的津波ハザード解析における津波発生・伝播モデルの不確かさの影響(杉野ら、日本地震工学会論文集、2022)」について、第 55 回技術情報検討会(令和4年 9 月 29 日)で検討し、本知見を事業者に周知することとした。</li> <li>国内外で発生した自然事象のうち、特に原子力規制委員会から指示をした以下の2 件について、事象の原因や被害の状況等の調査・整理を行い、技術情報検討会に</li> </ul>

		<p>報告した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道山越郡長万部町で確認された水柱」について取りまとめ、第 58 回技術情報検討会(令和5年3月 30 日)に報告した。</li> <li>・「2021 年 12 月に米国で発生した竜巻の調査結果」について取りまとめ、第 58 回技術情報検討会(令和5年3月 30 日)に報告した。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JpGU Meeting 2022、日本地質学会学術大会、山口大学地質講習会等へ参加し、地震・津波等に関する知見を収集し、新規規制基準適合性審査に関連する知見を整理してその内容を関係者へ共有した。</li> <li>・ 審査経験を踏まえて抽出した今後必要となる知見等については、安全研究ニーズとして技術基盤グループに登録しており、それに基づき安全研究が進められている。その安全研究に係る中間報告や研究の取りまとめ方針について技術基盤グループと情報交換を行い、認識の共有化を図った。</li> <li>・ 第 11 回火山部会(11 月 18 日)において、①火山事象に関する知見等に係る情報を収集した結果、規制上の対応が不要であるとした原子力規制庁の対応、②事業者が実施した火山モニタリング結果(川内原子力発電所及び玄海原子力発電所(九州電力)、六ヶ所再処理施設および廃棄物管理施設(日本原燃))について有意な変化がないとした原子力規制庁の評価が妥当であることが確認され、この結果が第 64 回原子力規制委員会(令和5年1月 18 日)において報告された。</li> </ul>	
ウ	技術基盤グループから原子力規制部への情報提供(技術支援)を行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子力規制部等からの技術支援依頼 54 件について、技術基盤グループは依頼元と調整を行い、適切に情報提供(技術支援)を行った。</li> </ul>

## (2) 安全研究の積極的な実施

- ・ 「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和4年度以降の安全研究に向けて)」(令和3年7月 14 日原子力規制委員会)等に沿って安全研究を実施する。(I)
- ・ 令和 4 年度に終了する安全研究プロジェクトについては、事後評価に向けて、年度内に安全研究成果報告の取りまとめを行う。また、新たに重要な成果が出たものは、随時、速やかに論文等に取りまとめる。安全研究の公表促進活動として、JAEA 安全研究センターと連携した研究成果の発表を行う。(I)
- ・ 令和4年6月をめぐりに令和3年度に終了した安全研究プロジェクトの事後評価を、令和5年1月をめぐりに令和5年度に開始する安全研究プロジェクトの事前評価を行う。(I)
- ・ 規制上の課題を踏まえ、原子力規制部等と連携して今後推進すべき安全研究の分野について検討を行い、令和4年7月に令和5年度以降の安全研究の分野及びその実施方針を策定する。(I)
- ・ 二国間(NRC、IRSN 等)又は多国間の研究に関する国際活動(OECD/NEA/CSNI 等)に積極的に参加する。(I)
- ・ 研究職員の技術力向上にも資する共同研究を計画どおり推進するとともに、今後共同研究に参画する可能性のある若手研究者に向けて報告会を開催する。(I)
- ・ 令和4年度からの技術基盤グループの組織改編に合わせ、新たに実施する放射線防護研究を滞りなく開始するとともに、リスク評価研究の強化や原子力規制庁内外との連携強化を行う。(II)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	実施方針等に基づき定めた計画に沿って安全研究業務を達成できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「安全研究の基本方針」及び「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針」に基づき、21 件の安全研究プロジェクトの研究計画を定め遂行した。また、これらの研究計画について、令和4年7月に公表した。</li> </ul>
イ	安全研究成果報告を取りまとめたか。積極的な成果の公表ができたか。JAEA 安全研究センターと連携した研究成果の発表を行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年度に終了した3件の安全研究プロジェクトについては、安全研究成果報告を取りまとめ、令和4年5月に公表した。また、令和4年度に終了する3件の安全研究プロジェクトについては、令和5年2月に安全研究成果報告案を作成した。</li> <li>・ 新たに重要な成果が出た研究について、30 件の論文等に取りまとめ公表した。</li> <li>・ 原子力規制委員会のHPをリニューアルして令和4年8月末に配信するとともに、原子力規制委員会のイントラネットの情報を更新し、積極的に安全研究の内容や成果物の情報発信を行った。</li> <li>・ JAEA 安全研究センターと企画・調整を進め、令和4年 11 月 22 日に JAEA 安全研究センターとの合同研究成果発表会を実施した。</li> </ul>
ウ	事前、事後評価が計画どおりに実施できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年度に終了した3件の安全研究プロジェクトの事後評価及び1件の安全研究プロジェクトの中間評価を実施し、令和4年度第 17 回原子力規制委員会(令和4年6月 15 日)において了承した。</li> <li>・ 令和5年度に開始する1件の安全研究プロジェクトの事前評価及び2件の安全研究プロジェクトの中間評価を実施し、令和4年度第 61 回原子力規制委員会(令和4年 12 月 28 日)において了承した。</li> </ul>
エ	令和 5 年度以降の安全研究の分野及びその実施方針を策定したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和5年度以降の安全研究に向けて)」(令和4年度第 21 回原子力規制委員会(令和4年7月6日)にて了承)を策定した。</li> </ul>
オ	研究に関する国際活動に積極的に参加し、調査・分析で得られた結果等を積極的に情報発信できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ IAEA や OECD/NEA 等で開催される専門家会合及び国際学会等に積極的に参加し、海外の専門家と種々のテーマについて議論を行うとともに、研究成果等の情報</li> </ul>

			発信を行った。
カ	共同研究を計画どおりに進めることができたか。研究報告会が開催できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度から実施することが計画されていた共同研究7件を開始した。</li> <li>令和4年度に終了する共同研究を対象とした共同研究報告会については、共同研究終了後、令和5年度第1四半期中に共同研究報告会を開催すべく調整している。</li> </ul>
キ	放射線防護研究を計画どおり開始し、またリスク評価研究の強化や原子力規制庁内外との連携強化などの安全研究に係る実効性のさらなる確保を行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度から実施する具体的な研究課題を、「今後実施すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和5年度以降の安全研究に向けて)」(令和4年度第21回原子力規制委員会(令和4年7月6日)にて了承)により決定したほか、放射線防護の研究の強化を図るため、特定任期付職員の受入に係る調整を実施するなど関係課と調整を行った。</li> </ul>
<p>(③ 規制基準の継続的改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電磁両立性に係る規制対応について、令和3年度に引き続き ATENA から意見を聴取し、制度改正の要否等についての検討を行う。(Ⅱ)</li> <li>令和4年度の、民間規格の技術評価の計画に基づき、技術評価に関する検討チームを設置し、検討チーム会合の議論を踏まえ、技術評価書の策定及び関連する規則解釈等の改正を行う。(Ⅱ)</li> <li>最新知見の規制対応要否の検討に資するため、国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を収集・分析し、適切にスクリーニングする。(Ⅰ)</li> <li>技術情報検討会を定期的に開催し、収集・分析した国内外の原子力施設の事故・トラブルに関する情報、最新の科学的・技術的知見(自然ハザードに関する知見を含む)等について、規制に反映させる必要性の有無を検討し、必要性のあるものは作業担当部署を定め、規制基準への反映状況等の進捗状況を確認する。また、必要に応じて検査官会議で事例紹介する。(Ⅰ)</li> <li>技術情報検討会の検討結果について、原子力規制委員会で速やかに報告を受けるとともに、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会へ報告し助言を受ける。このうち、自然ハザードに関する最新知見については、火山部会、地震・津波部会に報告し、規制上の対応の要否について助言を受ける。(Ⅰ)</li> <li>事故・トラブルから得た教訓を規制に反映させる必要性の有無を検討し、必要に応じて規制への反映を行う。(Ⅰ)</li> <li>実用発電用原子炉の新規制基準適合性審査の実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善について、令和4年度の計画に基づき改正作業を進める。(Ⅱ)</li> <li>「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ」から得られた水素防護に関する知見の規制への反映に関して、事業者及び ATENA との意見交換を行うとともに、不確かさの大きな現象に対する規制の考え方を検討し、規制上の対応を検討する。(Ⅱ)</li> <li>水素防護以外の知見についても、優先度を考慮した上で、知見の収集を進めるとともに規制上の対応を検討する。(Ⅱ)</li> </ul>			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	ATENA からの意見聴取結果を踏まえ、制度改正の要否等について検討を進めたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>電磁両立性に係る規制対応について下記のとおり対応した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第21回新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合(令和4年9月12日)で、事業者等の意見を聴取した。</li> <li>第55回技術情報検討会(令和4年9月29日)において、上記意見聴取会合の結果を検討した。</li> </ul> </li> </ul>
イ	技術評価書の策定及び関連する規則解釈等の改正を行ったか。	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>「中深度処分対象廃棄物の放射能濃度決定方法に係る日本原子力学会標準の技術評価に関する検討チーム」の第4回会合(令和4年10月27日)及び第5回会合(令和5年2月21日)を開催し、技術評価作業を進めているが改正までは至らなかった。</li> <li>「デジタル安全保護系に関する日本電気協会規格の技術評価に関する検討チーム」の第3回会合(令和4年4月26日)及び第4回会合(令和4年8月25日)を開催し、技術基準規則解釈の改正案及び技術評価書案を取りまとめ、意見公募の準備をしているが、改正までは至らなかった。</li> <li>令和4年度第51回原子力規制委員会(令和4年11月16日)において、設計・建設、材料及び溶接に係る日本機械学会の規格の技術評価の開始を了承し、令和5年2月2日に第1回検討チームを開催した。</li> </ul>
ウ	国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を収集・分析し、適切にスクリーニングしたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内外から収集した事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報について、179件を収集・分析、1次スクリーニングを行い、その結果を技術情報検討会において検討した。</li> <li>2次スクリーニング、要対応技術情報、国際会議トピックス等の詳細調査分析を行い、技術情報検討会において、以下の7件について検討した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>安全注入系で見つかった応力腐食現象</li> <li>安全注入系で見つかった応力腐食現象-2</li> <li>NRC 報告「ボーイング 737 MAX 8 事故から得た DIC 規制課題に関する予備的考察」</li> <li>ボーイング 737 墜落_NRC の DIC 評価プロセスに向けた教訓</li> <li>原子力発電所における蓄電池の劣化に関する国際調査結果</li> <li>「原子力発電所の非常用電源系統の蓄電池の劣化加速」に関する異業者の状況(中間報告)</li> <li>1相開放故障事象に対する国内原子力発電所等の対応に関する事業者との意見交換結果を踏まえた今後の対応について</li> </ul> </li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>• スクリーニング結果に関するワーキングを6回(令和4年5月 11 日、7月 15 日、9月 16 日、11 月 11 日、令和5年1月 13 日及び3月 17 日)実施し、技術基盤グループ及び原子力規制部の関係者と議論した。</li> <li>• IAEA 事象報告システムへ、以下の2件を登録した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ CRACKING INDICATION ON A PRESSURIZER SPRAY LINE WELD(令和4年4月 28 日)</li> <li>・ WASTE BAG FIRE IN A LOW ACTIVITY GLOVE BOX(令和4年 12 月 23 日)</li> </ul> </li> <li>• 以下の国際会議へ参加し、情報収集・発信を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ FINAS・WGFCs 定例会合(令和4年9月 26～30 日)</li> <li>・ IRS・WGOE 定例会合(令和4年 10 月 17～21 日)</li> <li>・ IAEA 原子力発電所安全運転ピアレビュー(OSART)への参加(令和5年1月 23 日～2月9日)</li> </ul> </li> </ul>
エ	<p>技術情報検討会において、規制に反映させる必要性の有無を検討し、進捗状況を確認したか。また、必要に応じて検査官会議で事例紹介したか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 技術情報検討会を2か月に1回の頻度で開催(第 53 回～第 58 回)し、国内外の原子力施設の事故・トラブルに関する情報、最新の科学的・技術的知見(自然ハザードに関する知見を含む。)等のスクリーニング結果が適時、適切に検討し、これまでの規制基準への反映状況等の進捗状況を確認した。</li> <li>• 「防潮堤に作用する最大持続波圧評価式の提案」については、規制基準へ反映することとなり、令和4年度第 64 回原子力規制委員会(令和5年1月 18 日)において審査「耐津波設計に係る設工認審査ガイド」を改正した。</li> <li>• ATENA との意見交換や技術情報検討会への参加を通じ、情報の把握や議論を行った。技術情報検討会の情報等については、部門内に随時展開し、審査に関連する情報を審査担当者間で前広に共有するための取組を行った。</li> </ul>
オ	<p>技術情報検討会の検討結果について、原子力規制委員会で速やかに報告を受けるとともに、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会、火山部会、地震・津波部会で報告し、助言を受けることができたか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 第 53～57 回技術情報検討会の結果概要について、第 18 回原子力規制委員会(令和4年6月 22 日)、第 33 回(8月 31 日)、第 47 回(10月 26 日)、第 59 回(12月 21 日)及び第 78 回(令和5年3月 1 日)において報告を受けた。また、第 52 回技術情報検討会の結果を第 11 回原子炉安全基本部会・第5回核燃料安全基本部会(6月 10 日)に、第 53～55 回技術情報検討会の結果を第 12 回原子炉安全基本部会・第6回核燃料安全基本部会(12月 8 日)に対しても報告し助言を受けた。</li> <li>• 令和4 年度の実施計画のうち、「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」及び「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」の改正案について、関係部署(企画基盤課、法務部門)と連携しながらの検討が行われ、第 15 回原子力規制委員会(令和4年6月 8 日)で決定した。</li> <li>• 令和4年度は、技術情報検討会で報告された自然ハザードに関する情報について、地震・津波部会において8件、火山部会においては7件に関する情報及びこれらの情報について、規制上の対応が不要であると判断した原子力規制庁の対応の方向性について、委員から異論はなかった。</li> </ul>
カ	<p>事故トラブルから得た教訓を必要に応じて規制への反映が行えたか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 以下2件の要対応技術情報について、検討を進めた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回路の故障が2次火災又は設備の損傷を誘発させる可能性について、米国NRCの規制情報を文献調査するとともに、原子力規制検査官を派遣し情報収集を行った。</li> <li>・ 原子力発電所における高エネルギーアーク損傷(HEAF)について、米国KEMA試験場での試験結果の解析を行い、結果を取りまとめている。</li> </ul> </li> <li>• 以下2件の被規制者向け情報通知文書を発出した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子力発電所の火災時安全停止能力に関わる米国運転経験調査から得られた潜在的懸案事項(令和4年5月 11 日)</li> <li>・ 原子力発電所における安全関連据置鉛蓄電池の寿命劣化に係る懸案事項(8月 31 日)</li> </ul> </li> <li>• 検査官会議、検査官勉強会に参加し、運転経験情報等を技術基盤グループと検査部門で共有した。</li> <li>• 原子力規制検査の運用を踏まえた原子炉等規制法第 62 条の3に基づく法令報告の改善について、令和3年度より継続検討となっている事項等に係る事業者ニーズを聴取するため、令和4年度下期に核燃料施設等を有する事業者及び ATENA と計5回面談を実施するとともに、令和5年3月 23 日に第5回原子炉等規制法に基づく法</li> </ul>

			令報告の改善に係る公開会合を開催した。これらの結果を踏まえ、今後の対応方針について整理・検討を進めている。
キ	規制基準等の記載の具体化・表現の改善について、改正作業を進めたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度第 15 回原子力規制委員会(令和4年6月8日)において、基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド等の一部改正について決定した。</li> <li>令和3年度実施計画に基づき改正案がまとまった2件について、令和4年度第 38 回原子力規制委員会(令和4年9月 14 日)にて、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正について決定した。</li> <li>令和4年度第 53 回原子力規制委員会(令和4年 11 月 22 日)において、令和4・5年度の実実施計画の策定を報告した。</li> </ul>
ク	水素防護に係る知見の規制への反映に関し、事業者及び ATENA との意見交換を行うとともに、不確かさの大きな現象に対する規制の考え方を検討し、知見の不確かさを踏まえた規制上の対応を検討することができたか。	S	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度第 38 回原子力規制委員会(令和4年9月 14 日)において、水素防護に関する知見の規制上の取扱いの考え方が決定された。当該考え方を踏まえ、令和4年度第 56 回原子力規制委員会(令和4年 12 月 7 日)において、上記考え方を踏まえた設置許可基準規則解釈等の一部改正案等を諮り、意見公募を実施し、令和4年度第 75 回原子力規制委員会(令和5年2月 22 日)で、当該意見公募の結果等を踏まえ、設置許可基準規則解釈等の改正を決定した。また、第3回事業者意見聴取会(令和4年 12 月 27 日)において、事業者等の水素防護対策に係るアクションプランの策定状況及び対策の取組状況等の聴取を行い、その結果を令和4年度第 71 回原子力規制委員会(令和5年2月8日)において報告した。</li> </ul>
ケ	水素防護以外の知見の規制への反映に関し、事業者等が保有する知見を含め収集を進めるとともに、規制上の対応を検討することができたか。	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>水素防護に関する知見の規制への反映の検討を優先して対応したため、水素防護以外の知見(ベント機能、減圧機能)に特段の進捗はなかった。</li> </ul>

施策名	(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第 2 章第 3 節/令和 4 年度原子力規制委員会年次報告第 2 章第 3 節)		
年度業務計画 (Plan)	I : 既定の方針に基づき確実に実施するもの II : 改善事項等一定の新規性のあるもの III : 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの		
<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制検査を着実に実施するとともに、引き続き、原子力規制検査に係る各種教育訓練、研修及び実運用での経験を積み重ねる。(II)</li> <li>実運用での経験を踏まえ、制度の改善を継続的に行う。(I)</li> <li>令和 3 年度に発覚した設置変更承認申請書の添付書類漏れを踏まえ、同様の事例がないか確認を行うとともに、再発防止策を講じる。(I)</li> </ul>			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	着実に原子力規制検査を実施できたか。原子力規制検査に対する検査官の理解が進んだか。原子力規制検査の教育訓練、研修を計画どおり実施できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査グループにおいて、7月から9月にかけて計8回、課長補佐級を超えた職位の職員2名が、検査官証を携帯せず、検査のために事業所に立ち入っていたことが9月 14 日に判明し、令和4年度第 39 回原子力規制委員会(令和4年9月 21 日)で報告を受けた。検査官証の未発行及び不携帯により、目標である「原子炉等規制法の着実な施行」が達成されていない状況であったが、その後、順次再発防止策を推し進め、また 10 月 25 日にこれらの再発防止策の計画を決定した。令和4年度第 62 回原子力規制委員会(令和5年1月 11 日)において、長官官房政策立案参事官(総括マネジメント管理者)から、本事案及び原子力規制庁内の同様の要改善事項等に対する再発防止対策等について報告を受けた。</li> <li>管理職による検査現場視察を 10 事業所において実施した。</li> <li>原子力安全人材育成センターと連携しつつ、リフレッシュ研修の受講者調整、検査官資格維持のためのセミナー(検査官会議)の調整などを行った。また、令和4年度末の検査官資格取得予定者(計8名)について、研修課程の調整を行った。</li> <li>委託調査事業を活用しつつ、検査官の意識調査のためのアンケート内容の検討並びにアンケートの配布及び回収を行った。今年はアンケートの配布及び回収について委託先に任せず、既存のアプリケーションを用いて、効果的にアンケートの検討、試作、配布及び回収ができた。</li> <li>令和3年度から行っていた検査運用ガイド改正の議論を踏まえ、6月に検査運用ガイド及び検査実施要領を改正した。次回の改正に向け、運用上の課題等を収集した。</li> </ul>
イ	検査の実施及び検査指摘事項の評価にリスク情報を活用したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制検査の実施に当たり、原子力施設等における安全上のリスク情報等を踏まえて検査対象を選定した。また、美浜3号機の火災防護に係る不備の重要度評価において、リスク情報を活用し、フェーズ2詳細評価を行った。</li> <li>火災防護や緊急時訓練に係るチーム検査で特定した気付き事項について、リスク情報を活用しつつ適切にスクリーニングを行った。</li> <li>検査リソースの有効活用の観点で、長期停止プラントや廃止措置プラントなどのリスクの低い施設への放射線管理チーム検査について検査サンプル数や検査日程の低減を図った。</li> </ul>
ウ	検査官からの意見聴取や事業者との意見交換等、運用の継続的改善に	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで実施してきた原子力規制検査における課題及びその対応について、令和4</li> </ul>

	<p>年度第 23 回及び第 44 回原子力規制委員会(令和4年7月 13 日及び 10 月 12 日)において報告を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 運用の継続的改善のため、外部有識者及び事業者との「検査制度に関する意見交換会合」を令和4年8月 29 日、11 月 30 日及び令和5年3月 13 日に開催し、原子力規制検査制度における事業者の取組、改善措置活動(CAP)の運用状況に加え、原子力規制検査に係る事業者からの意見について議論を行い、適宜改善を図っている。</li> <li>• 検査制度に関する意見交換会合において ATENA から要望のあった、チーム検査の際のスケジュールリングについては、ガイド改正案を作成し、意見交換会合で提示しつつ、改正作業を行っている。</li> </ul>
<p>エ 令和 3 年度に発覚した設置変更承認申請書の添付書類漏れを踏まえ、同様の事例がないか確認を行うとともに、再発防止策を講じることができたか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 許認可申請書の添付漏れ等の不備について、令和3年度第 75 回(令和4年3月 30 日)原子力規制委員会で報告を受けた内容を踏まえ、是正処置を開始し、是正処置に基づく改善活動について令和4年度第 50 回原子力規制委員会(令和4年 11 月 9 日)において報告を受けた。</li> <li>• 非該当使用施設について保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書を求めないこととする規則等の改正案の意見公募の実施について、令和4年度第 83 回原子力規制委員会(令和5年3月 22 日)で行った。</li> <li>• 許認可申請書の添付漏れ等の再発防止のため、事業者に対して説明会を開催し、変更申請の記載要領等について周知を行った。</li> </ul> <p>• 同事象を踏まえて、部門内のプロセスを点検し、手続フローを一部修正し、令和4年4月に「安全審査業務執務要領」を改定した。また、改定した安全審査業務執務要領に基づき業務を実施し、同様の事例の発生を防止した。</p>

<p>施策名</p>	<p>(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応</p>	<p>評 価</p>	<p>A</p>
<p>施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)</p>	<p>(3.11 報告第 2 章第 4 節/令和 4 年度原子力規制委員会年次報告第 2 章第 4 節)</p>		
<p>年度業務計画 (Plan)</p>	<p>I : 既定の方針に基づき確実に実施するもの II : 改善事項等一定の新規性のあるもの III : 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 審査進捗状況表の整備などを通じ、原子力施設の審査状況・課題の明確化を図る。( I )</li> <li>• 「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月原子力規制委員会了承)及び各課・部門で策定した知識管理年度計画に従って、業務マニュアルの整備等審査の継続的改善に取り組む。( I )</li> <li>• バックフィット制度について、「継続的な安全性向上に関する検討チーム」における検討を踏まえ、これまでのバックフィット事例の分析を通じ、バックフィットについての考え方を整理した文書を作成する。( III )</li> <li>• 審査・検査における合理性・客観性を向上させるため、リスク情報を活用する手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。( III )</li> <li>• これまでグレーデットアプローチを適用してきた核燃料施設等の審査実績も踏まえた上で、施設の特徴・安全上の重要度に応じた、より実効的なグレーデットアプローチを検討しつつ、核燃料施設等の審査を行う。( I )</li> <li>• 廃止措置が安全・確実に進められること、また、進められていることを審査、検査等によって確認していく。( I )</li> <li>• 東海再処理施設について、リスクの低減が早期に達成できるよう、廃液のガラス固化及び外的事象への防護を並行的に進めるため、必要な監視等を行う。( III )</li> <li>• 中深度処分に係る審査ガイドの整備を行う。( II )</li> <li>• IRRS の指摘等を踏まえ、廃止措置の終了確認基準に関する判断基準の整備を行う。( II )</li> <li>• 閣議決定された特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針に基づき、概要調査地区等の選定時に順次示すこととしている安全確保上少なくとも考慮されるべき事項について、調査の進捗に応じ、検討を進める。( III )</li> <li>• 原子炉等規制法(核セキュリティ、保障措置関連を除く)について、関係部署と必要な連携を図り、3S のインターフェースを図る。( I )</li> </ul>			
<p>ア 定性指標(評価の視点)</p> <p>審査進捗状況表の整備などを通じ、原子力施設の審査状況・課題の明確化を図れたか。</p>	<p>評価</p> <p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 審査進捗状況表については、設置許可基準規則等の条文ごとに審査の主要な論点やステータスを記載するとともに、四半期ごとに更新及び原子力規制委員会に報告が行われ、審査状況・課題の明確化に資した。なお、令和4年度下期から、本体施設及び特定重大事故等対処施設に加えて、その他の審査案件についても審査状況を取りまとめ、報告が行われた。</li> <li>• 外部からの審査状況に係る教示依頼に対して、当該資料を用いて対応することで、効率的かつ分かりやすい説明を行った。</li> <li>• 審査進捗状況表の様式を適時更新し、具体的な作業ステータスを示すことにより、原子力施設の審査状況について一層の明確化を図った。</li> <li>• JAEA の有する施設全体に係る審査の優先順位付けについて、JAEA 安全・核セキュリティ統括本部と定期的に面談を実施し、審査進捗等を確認した。</li> <li>• 申請案件が多い使用施設の審査において、早期に課題抽出を行うため、審査着手時に班内全体で申請書の読み合わせを行い、審査の論点を効率的に課題抽出する</li> </ul>		

		<p>作業を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理職、各班が参加するマネジメント会議を行い、各班における審査状況及び課題の明確化を図った。</li> <li>審査進捗状況表については、半期ごとに更新及び原子力規制委員会への報告を受け、審査状況・課題を明確化した。</li> <li>日本原燃再処理施設の設工認については、第1回申請の認可及び第2回申請に先立ち、令和4年12月21日に原子力規制委員会への報告を原子力規制庁から受け、審査の現状及び今後の予定を明確化した。</li> <li>外部からの審査状況に係る教示依頼に対して、当該資料を用いて対応することで、効率的かつ分かりやすい説明を行った。</li> <li>審査進捗状況表については、原子力規制委員会は、審査グループの各部門から共に報告を受け、自然ハザードに係る審査状況・課題について明確化に資した。なお、令和4年度第2四半期分の進捗報告から、許可基準規則解釈等の改正に伴う標準応答スペクトルの取り入れに係る審査案件についても、審査状況をとりまとめ、報告を受けた。</li> <li>令和4年度第37回原子力規制委員会(令和4年9月5日)の審議内容を踏まえ、論点等の明確化を図る、審査会合の開催頻度の改善など、審査の改善を進めている。</li> </ul>
イ	業務マニュアルの整備等審査の継続的改善に取り組めたか。	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年4月に「安全審査業務執務要領」を改定した。</li> <li>試験炉、研開炉、再処理、廃棄及び使用に係る審査業務の流れの更新に向け、必要な作業を進めた。</li> <li>原子炉等規制法等に定められている手続のうち、当部門が所掌する全ての手続を対象に、標準業務プロセス、チェックシートの整備を行い、運用を開始した。</li> <li>審査の知見を水平展開する目的で、設工認審査官研修に代わり、審査実例を題材とした勉強会の実施、審査書確認会議、審査官力量向上研修を実施し、職員を積極的に参加させた。</li> <li>ウラン加工事業者との意見交換会を踏まえて、加工施設に係る適合性審査業務についてまとめた「核燃料物質加工施設に関する審査業務の流れについて」を令和4年7月に改訂し、HP公開を行った。具体的には、許可申請書上の極少量の核燃料物質を扱う設備の位置づけ及びグレーデッドアプローチの適用方針について改訂を行った。(再掲)</li> <li>建築、土木、津波分野の耐震設計に係る新たな研修を令和5年2月～3月にかけて実施できるように準備を進めている。</li> </ul>
ウ	バックフィット制度について、事例分析を行い、原子力規制委員会で議論を行い、バックフィットについての考え方を整理した文書を作成することができたか。	<p>S</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度第64回原子力規制委員会(令和4年2月9日)において、原子力規制庁からバックフィットに関する文書策定に向けた検討の進め方について諮られ、了承した。その後、令和4年度第17回原子力規制委員会(令和4年6月15日)において、文書のイメージ案について報告され討議を行った。さらに、令和4年度第51回原子力規制委員会(11月16日)において、文書案について審議を行った。この議論を踏まえ、原子力規制庁において文書案が改めて策定され、令和4年度第55回原子力規制委員会(11月30日)において、「バックフィットに係る基本的な考え方(案)」を決定するとともに、「バックフィットの検討プロセス」を了承した。</li> </ul>
エ	原子力規制検査においてリスク情報の活用を促進するため、事業者のPRAモデルの適格性確認を行ったか。	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高浜3・4号機及び川内1・2号機のPRAモデルの適切性確認結果を令和4年度第26回原子力規制委員会(令和4年7月27日)において報告を受けた。</li> <li>適切性確認で示された課題については、事業者に適切に取り組むよう重ねて要請した結果、対応するとの回答を得た。</li> </ul>
オ	これまでグレーデッドアプローチを適用してきた核燃料施設等の審査実績も踏まえた上で、施設の特徴・安全上の重要度に応じた、より実効的なグレーデッドアプローチを検討しつつ、核燃料施設等の審査を行ったか。	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>常陽の審査は、原子力規制委員会発足後初めてのナトリウム冷却型高速炉の審査に対するグレーデッドアプローチの適用であり、グレーデッドアプローチの観点から、ナトリウム冷却型高速炉と軽水炉の比較は困難なものナトリウム冷却型高速炉という施設の特徴を考慮し、原子力規制委員会における審議を踏まえつつ、審査会合にてまとめ資料の確認を行った。</li> <li>大洗廃棄物管理施設については、新規基準に適合した許可の一部(竜巻に対する設計方針)について、変更許可申請を受理し、審査の結果の案をとりまとめた。</li> <li>京都大学複合原子力科学研究所臨界実験装置(KUCA)及び原子力科学研究所放</li> </ul>

		<p>放射性廃棄物の廃棄施設の変更許可(承認)、大洗廃棄物管理施設、高温工学試験研究炉(HTR)、京都大学研究用原子炉(KUR)の設工認認可、並びに原子力科学研究所原子炉施設、原子力科学研究所廃棄物埋設施設及び日本原燃埋設施設の保安規定変更認可の処分を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核燃料物質使用施設において、該当施設 11 件及び非該当施設 12 件の(変更)許可、保安規定認可 11 件の処分を行った。</li> <li>原子力規制委員会です承された「日本原燃株式会社再処理施設に係る設計及び工事の計画の認可の審査、使用前事業者検査の確認等の進め方について」(令和2年6月24日原子力規制委員会了承)及び「試験研究用等原子炉施設及び核燃料施設に係る設計及び工事の計画の認可の審査並びに使用前確認等の進め方について」(令和2年9月30日原子力規制委員会了承)等の審査方針に基づき審査を実施してきた。</li> <li>特に、再処理施設に係る設工認に関しては原子力規制庁からの指摘の理解不足、対応すべき事項のずれや不足が生じ、審査に時間を要していた。これらの改善のため、審査会合後のラップアップをはじめとした必要な面談を適宜行うことで、審査上の論点・指摘事項等について、事業者との認識の共有を図った。担当者間のみならず、指定職・安全規制管理官と役員との面談を適時行い、常に審査上の課題を共有し、審査プロセスの改善に努めた。これらを踏まえて、設工認の第1回申請を処分した。第2回申請は対象施設が膨大であることから、公開の審査会合において、審査を円滑に進めるために改善した日本原燃の体制等が十分機能するように取り組むことの重要性を指摘した。また、個々の設計及び工事について事業変更許可等の内容との対応も含めて理解を深めたうえで、的確に説明することの重要性を指摘した。当該指摘を踏まえた事業者の対応状況の確認を含め、第2回申請の審査を行っている。</li> <li>ウラン加工事業者については、先行して行った三菱原子燃料及び原子燃料工業(熊取)の審査では、グレーデッドアプローチの適用が不十分であり、過剰な審査となった。これを踏まえ申請書の記載の考え方等に係る公開の意見交換会を行い、施設の特徴やリスクを総合的に考慮した記載内容とするように共通認識を図るための議論を行った。当該結果を踏まえ、加工施設に係る適合性審査業務についてまとめた「核燃料物質加工施設に関する審査業務の流れについて」を令和4年7月に改訂し、HP公開を行った。</li> <li>このほか、部門内においてはグレーデッドアプローチの考え方を学ぶために、安全規制管理官主催の全職員参加の勉強会を実施するとともに、安全規制管理官が作成した課題に各自が取り組むことで継続的な能力向上に努めた。</li> </ul>
カ	<p>廃止措置の状況を審査、検査等によって確認ができたか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>四国電力伊方発電所1号炉及び2号炉の海水ポンプの廃止に係る廃止措置変更認可等の処分を4件行った。</li> <li>新型転換炉原型炉ふげんの廃止措置計画変更認可の処分を行った。</li> <li>高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画について、令和4年6月に変更認可申請を受け、もんじゅ廃止措置安全監視チームにて議論を進め、論点を整理し、令和5年2月に処分を行った。</li> <li>廃止措置段階の試験炉の原子力科学研究所及び東京大学、新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅの保安規定変更認可の処分を行った。</li> <li>非該当使用施設の廃止措置について、令和3年に制定された「令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準」に基づいた審査を行い、廃止措置が安全・確実に進められることを確認し、6件を処分した。</li> <li>もんじゅ、ふげん、福島第二原子力発電所、東海発電所等、廃止措置段階にある施設について、その施設のリスクを考慮し、安全上の重要度に応じた検査をもって状況確認を行った。</li> <li>非該当使用施設の廃止措置の終了について、使用者の保安のために講ずべき措置等に係る活動を検査を通して確実に確認し、廃止措置終了確認証を4件交付した。</li> </ul>
キ	<p>東海再処理施設について、監視チーム会合等を通じ、廃止措置の実施状況の監視を適時適切に実施したか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年12月に申請された東海再処理施設の工程洗浄及び令和4年6月に申請された新型転換炉原型炉ふげんの使用済燃料搬出に係る廃止措置計画変更認可は、東海再処理施設安全監視チーム会合において効率的に議論を進め、それぞれ令和4年5月、令和4年12月に処分を行った。</li> <li>東海再処理施設安全監視チーム会合を6回開催し、令和4年9月にガラス固化処理</li> </ul>

		<p>が運転停止されたことを受けて、その原因調査を含むガラス固化処理の処理状況の確認を行うとともに、ガラス固化処理、高レベル廃液に係るリスク低減が適切に行われるよう適切に監視をした。引き続き廃止措置を監視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東海再処理施設の検査において、施設固有のリスクを考慮しつつ廃止措置の状況確認を行った。</li> </ul>
ク	中深度処分に係る審査ガイドを整備したか。	A <ul style="list-style-type: none"> <li>中深度処分の廃棄物埋設地に関する審査ガイドを改正するとともに、ピット処分の審査経験を踏まえた浅地中処分の審査に関するガイドを新たに加え、「第二種廃棄物埋設の廃棄物埋設地に関する審査ガイド」として一つにまとめ、同ガイドを令和4年度第5回原子力規制委員会(令和4年4月20日)において制定した。</li> </ul>
ケ	廃止措置の終了確認基準に関して、必要な判断基準等を整備したか。	— <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度第75回原子力規制委員会(令和4年3月30日)において、「廃止措置の終了確認における敷地土壌等の状況の判定に関するガイド」を整備した。</li> </ul>
コ	特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針に基づき、調査の進捗に応じ、必要な検討を進めたか。	S <ul style="list-style-type: none"> <li>最終処分に係る原子力規制委員会決定は前例がないものの、安全確保上少なくとも考慮すべき事項については、令和4年度上期において、原子力規制委員会で計5回にわたって議論を重ね、令和4年度第31回原子力規制委員会(令和4年8月24日)において決定した。考慮事項に係る検討結果について速やかに原子力規制委員会で議論するため、関係者との密なコミュニケーションが図られ、また、計画的かつ効率的な検討が進められた。その結果、当初の目標より前倒しで達成することができた。</li> <li>考慮事項の策定にあたっては、最終処分が対象とする放射性廃棄物は、放射能が極めて高く、放射能の減衰に長期間を要する高レベル放射性廃棄物を安全に処分する場所の選定における考慮事項の策定は極めて困難なものであり、特に、原子力規制委員会に知見のない火山に関する考慮事項については、とりまとめが困難であったものの、火山の専門家からの意見聴取会を開催し、我が国における火山の発生メカニズム等に関する科学的・技術的知見の整理を行い、考慮事項としてとりまとめを行った。</li> </ul>
サ	原子炉等規制法(核セキュリティ、保障措置関連を除く)について、関係部署と必要な情報共有等を行い、3S 各々の審査を適切に進めたか。	A <p>(S)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核物質防護規定の変更に係る核セキュリティ部門からの照会に対して、原子力安全の観点からその内容を確認し、漏れなく対応した。</li> <li>柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護規定の変更については、核セキュリティ部門と実用炉審査部門が連携して事業者との面談を行い、同発電所で発生したセキュリティ事案を踏まえた対策の原子力安全への影響について、適切に確認した。</li> <li>当初計画では想定していなかった情報システムセキュリティ対策に係る核物質防護規定の審査基準の改正(令和4年3月改正)に伴う対応について、核セキュリティ部門と実用炉審査部門が連携し、核物質防護上の防護対象機器の選定の考え方を整理するなど事業者から申請予定の申請事項について面談で確認するなどにより対応を進めた。</li> </ul> <p>(S)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Security 及び Safeguards に関する職員の理解が十分でないことが安全規制管理官の課す課題から見出された。このため、核燃料施設審査部門内における安全規制管理官主催の全職員参加の勉強会において、当該分野の知識向上に努め、3S相互影響の観点から、相互影響の確認に当たったの考え方や核燃料施設審査部門と関係部署との連携のあり方等を整理した。これを踏まえ、核燃料施設審査部門と関係部署との連携の際には、核燃料施設審査部門が中心となって実務に当たった。</li> <li>引き続き、勉強会等を継続することで3S 等に係る知識の拡充に努めるとともに、得た知識を実際の審査の場面で使えるよう、担当管理職の指導のもと業務に当たる。</li> <li>原子力規制事務所による日常的な監視を通じて把握した核物質防護上の気付き事項が核セキュリティ部門に伝達されており、その状況について、四半期ごとの検査官会議において情報共有する機会を都度設けている。</li> <li>上述の情報共有に加え、令和4年度から新たに事務所に配置される核物質防護対策官に対し、原子力安全に関する研修を行った。</li> </ul> <p>(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3S に係る原子力規制庁内の運用方針等を踏まえた審査及び検査の両面における影響の確認等における、原子力安全側からの核セキュリティ側や保障措置側への情報共有について情報共有の実施状況を確認したところ、当該運用の再整理が必要であることが判明した。</li> <li>3S の干渉事例の収集について継続的に取り組み、審査や検査、核セキュリティ及び保障措置の実務の上で参考となる事例を整理した。</li> <li>3S について主たる事業者との連携を迅速に行えるよう、事業者の連絡窓口を照会・</li> </ul>

	<p>整理した。また事業者における3Sの連携を確実なものとするため、主な事業者28者と面談を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 3S が更に意味のある仕組みとして機能するよう、実効的な情報収集体制の構築に向けた関係課との調整を進めた。Garoon のスペースを整備し、事業者から申請等が提出された際の概要及び事業者が実施した3S の影響に係る確認結果や3S の干渉事例等を庁内関係者間で共有できる運用を開始した。</li></ul>
--	--

## ■評価結果

目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)		A	判断根拠	全ての測定指標において目標を達成したため		
施策毎の評価				定性指標	定量指標	
				(1)原子炉等規制法に係る規制の実施	A (S評価:1、A評価:9)	A評価:3
				(2)安全研究の推進と規制基準の継続的改善	A (S評価:2、A評価:15、B評価:2)	—
				(3)改正原子炉等規制法の着実な施行	A (A評価:4)	—
				(4)規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応	A (S評価:2、A評価:8)	—
評価・分析			次年度の取組の方向性(中間評価の場合は今後の取組の方向性)			
(1)原子炉等規制法に係る規制の実施						
エ	S	電力会社経営層との意見交換を踏まえ、審査プロセスの改善に資するよう、「電力会社経営層との意見交換を踏まえた新規規制基準適合性に係る審査の進め方(令和4年9月7日原子力委員会了承)」をまとめ、その方針に基づき、審査を着実に進めた。これらのことからS評価とした。				
(2)安全研究の推進と規制基準の継続的改善						
①イ	S	国内外で発生する自然事象に関する情報収集・分析において、従来を上回る数のスクリーニング状況を技術情報検討会に報告したことに加えて、津波に係る研究により得られた新知見を「耐津波設計に係る設工認審査ガイド」の改定に反映したことは、施策目標を大きく超過した成果といえる。				
③イ	B	中深度処分対象廃棄物の放射能濃度決定方法に係る日本原子力学会標準の技術評価については、会合開催に向けた準備を進めていたが、日本原子力学会の資料準備ができず会合の開催に事案を要したため、結果の取りまとめに至らなかった。		<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、「中深度処分対象廃棄物の放射能濃度決定方法に係る日本原子力学会標準の技術評価に関する検討チーム」における議論を取りまとめ、技術評価書の策定及び審査基準の制定を行う。</li> </ul>		
③ク	S	令和4年度第38回原子力規制委員会(令和4年9月14日)において、水素防護に関する知見の規制上の取扱いの考え方が決定された。当該考え方を踏まえ、令和4年度第56回原子力規制委員会(令和4年12月7日)において、上記考え方を踏まえた設置許可基準規則解釈等の一部改正案等を諮り、意見公募を実施するとともに、第3回事業者意見聴取会(令和4年12月27日)において、事業者等の水素防護対策に係るアクションプランの策定状況及び対策の取組状況等の確認等を行った。		<ul style="list-style-type: none"> <li>水素防護に関する知見の規制上の取扱いの考え方を踏まえ、事業者等のアクションプランに基づく水素防護対策の取組を継続的に確認していく。</li> </ul>		
③ケ	B	水素防護以外の知見の規制への反映に関しては、原子力規制委員会の指示に基づき水素防護に関する知見の規制への反映の検討を優先して対応したことから、特段の進捗がなかった。		<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、水素防護に関する知見の規制への反映の検討を優先して進めつつ、水素防護以外の知見についても、優先度を考慮した上で、規制上の対応を検討する。</li> </ul>		
(4)規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応						
ウ	S	令和3年度第64回原子力規制委員会(令和4年2月9日)において、原子力規制庁からバックフィットに関する文書策定に向けた検討の進め方について諮られ、了承した。その後、令和4年度第17回原子力規制委員会(令和4年6月15日)において、文書のイメージ案について、が報告され、委員間で討議を行った。さらに、令和4年度第51回原子力規制委員会(令和4年11月16日)において、文書案について、が示され、審議を行った。この議論を踏まえ、原子力規制庁において文書案が改めて策定され、令和4年度第55回原子力規制委員会(令和4年11月30日)において、「バックフィットに係る基本的な考え方(案)」を決定するとともに、「バックフィットの検討プロセス」を了承した。以上のことからS評価とした。				
コ	S	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終処分に係る原子力規制委員会決定は前例がないものの、安全確保上少なくとも考慮すべき事項については、令和4年度上期において、原子力規制委員会で計5回にわたって議論を重ね、令和4年度第31回原子力規制委員会(令和4年8月24日)において決定した。考慮事項に係る検討結果について速やかに委員会で議論するため、関係者との密なコミュニケーションが図られ、また、計画的かつ効率的な検討が進められた。その結果、当初の目標より前倒しで達成することができた。</li> <li>考慮事項の策定にあたっては、最終処分が対象とする放射性廃棄物は、放射能が極めて高く、放射能の減衰に長期間を要する高レベル放射性廃棄物を安全に処分する場所の選定における考慮事項の策定は極めて困難なものであり、特に、原子力規制委員会に知見のない火山</li> </ul>				

		に関する考慮事項については、とりまとめが困難であったものの、火山の専門家からの意見聴取会を開催し、我が国における火山の発生メカニズム等に関する科学的・技術的知見の整理を行い、考慮事項としてとりまとめを行った。以上のことから S 評価とした。	
新規	—	高経年化した発電用原子炉の安全性を引き続き厳格に確認することができるよう、必要な法令面での整備を行う等制度の具体化を図り、適切に運用することを新たに中期目標に掲げた。	高経年化した発電用原子炉の安全性を引き続き厳格に確認することができるよう、必要な法令面での整備を行う等制度の具体化を図り、適切に運用する。また、新制度等について住民への分かりやすい説明に努める。
新規	—	開発・建設が検討されている新たな炉型について、その熟度に応じ、安全確保を図るために必要な規制基準の考え方を含め規制の在り方を検討することを新たに中期目標に掲げた。	事業者から提案される新たな炉型について、その熟度に応じ、安全確保を図るために必要な規制基準の考え方を含め規制の在り方を検討する。

## ■その他

学識経験を有する者の知見の活用	
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	令和4年度マネジメントレビュー(第2回)(令和4年度第81回原子力規制委員会(令和5年3月8日)) 令和4年度原子力規制委員会年次報告(令和5年6月6日閣議決定、国会報告)
担当部局・作成責任者名	

## 令和4年度原子力規制委員会業務計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性(政策評価書)(案)

施策名	3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2022			
施策の概要	(1)核セキュリティ対策の推進 (2)保障措置の着実な実施 (3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化	目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2022			
達成すべき目標(アウトカム)	<p>(1)核セキュリティ対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改正原子炉等規制法に基づく核物質防護に係る原子力規制検査について、円滑な立ち上げを図るとともに、核物質防護規定の審査及び当該検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、核セキュリティ上重大な事象を発生させない。</li> <li>放射性同位元素等の防護規制について、着実な実施及び定着を図ることにより、規制対象の施設において、核セキュリティ上重大な事象を発生させない。</li> <li>国内外の動向等を踏まえ、核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する。</li> </ul> <p>(2)保障措置の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日・IAEA 保障措置協定等を誠実に履行することにより、保障措置拡大結論を維持する。</li> <li>我が国の保障措置に係る取組を発信することにより、国際社会の信頼を獲得し、国際的な原子力の平和利用の確保に貢献する。</li> </ul> <p>(3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全対策、核セキュリティ対策、保障措置は、それぞれが相互に干渉する場合があることから、業務上のルール策定等に継続的に取り組む。</li> </ul>					
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること					
施策の予算額・執行額等	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	3,769	4,484	4,334	4,415	4,953
	補正予算(b)	▲2	▲3	0	1,354	126
	繰越し等(c)	280	0	0	▲1,330	1,203
	合計(a+b+c)	4,048	4,481	4,334	4,169	6,282
	執行額(百万円)	3,978	4,417	4,212	4,049	6,043

## ■各施策の進捗等の評価

施策名	定量指標	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由、評価の視点 (水準・目標年度の設定の根拠)	評価
		年度ごとの実績値						
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
(1)核セキュリティ対策の推進	(原子力発電所等における特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為による同物質の漏えい事象の件数) <アウトカム指標>	—	—	0件	0件	0件	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の目的を踏まえ、核燃料物質を防護するための規制を通じて公共の安全が図られていることを示す指標として選定したもの。	A
		0件	0件	0件	0件	0件		

施策名	(1)核セキュリティ対策の推進		評価
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第3章第1節/令和4年度原子力規制委員会年次報告第3章第1節)		
年度業務計画 (Plan)	I:既定の方針に基づき確実に実施するもの II:改善事項等一定の新規性のあるもの III:新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの		
<p>・核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳格かつ適切に実施する。(I)</p> <p>・原子力規制事務所への核物質防護対策官の配置を踏まえ、原子力規制事務所による日常的な現場の監視を定着させる。また、この定着を踏まえ、本庁チーム検査と効果的な連携を実施していく。(III)</p> <p>・放射性同位元素等規制法に基づく防護措置に係る検査、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が行う定期講習の監督等を通じて、放射性同位元素等の防護規制の着実な実施及び定着を図る。(I)</p> <p>・核物質防護に係る現行の審査基準の規定に関して、国内外の動向等を踏まえつつ、規定すべき内容や記載の粒度等の見直しに向けた検討を行う。(II)</p> <p>・実用発電用原子炉施設及び再処理施設の情報システムセキュリティ対策強化に資する審査基準改正を踏まえ、検査に必要なガイド等の作成や体制整備を行う。(II)</p> <p>・核物質防護に係る審査及び検査について、確認すべき内容の整理を行うとともに、柔軟な運用について検討を行う。(II)</p>			
定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況	
<p>ア 核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳格かつ適切に実施したか。</p>	A	<p>(原子力規制検査)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制検査については、規制事務所の検査官と緊密に連携を図り、概ね検査計画に沿って、令和5年3月末時点で126件(物理的防護:110件、サイバーセキュリティ:16件)実施した。検査結果については、令和3年度第4四半期において2件の検査指摘事項があった旨、第11回原子力規制委員会(令和4年5月18日)にて報告を受けた。令和4年度第1四半期の結果については、第30回原子力規制委員会(令和4年8月17日開催)にて報告を受けた。令和4年度第2四半期の結果については、第54回原子力規制委員会(令和4年11月22日開催)にて報告を受けた。令和4年度第3四半期の結果については、第76回原子力規制委員会(令和5年2月24日開催)にて報告を受けた。</li> <li>令和4年度第1四半期の検査のうち、中国電力島根原子力発電所に対する原子力規制検査において、出入管理に関する指摘をした(重要度:緑、深刻度:IV)。第2四半期には、東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対して物理的防護に関する指摘(重要度:緑、深刻度:IV)、東北電力女川原子力発電所に対して出入管理に関する指摘(重要度:緑、深刻度:IV)、東京電力福島第二原子力発電所に対して物理的防護に関する指摘(重要度:緑、深刻度:IV)、日本原燃再処理事業所再処理施設に対して立入承認に関する指摘(追加対応なし、深刻度:IV)をした。第3四半期には、日本原子力発電敦賀発電所に対して立入承認及び出入管理に関する指摘(重要度:緑、深刻度:IV)、日本原燃濃縮・埋設事業所に対して核物質防護情報の管理に関する指摘(追加対応なし、深刻度:IV)、日本原燃再処理事業所再処理施設に対して物理的防護に関する指摘(追加対応なし、深刻度:IV)をした。</li> <li>令和4年4月に採用し、約2ヶ月半の研修を経て各原子力規制事務所に新たに配属された10名の核物質防護対策官は、平素から日常巡視等を行い、現場監視を進めているほか、当該活動で確認された現場の状況等が適切に本庁に共有され、かかる情報が本庁によるチーム検査に活かされた。また、9月20日・21日、12月19日・20日及び3月6日・7日には、現地核物質防護対策官を含めた核物質防護対策官会議を開催し、現地での巡視状況等について情報交換を行った。</li> </ul> <p>(核物質防護規定の審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核物質防護規定等の変更認可申請について、令和4年度第1四半期に19件、第2四半期に13件、第3四半期に14件、第4四半期に25件認可した。</li> <li>原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威に係る核物質防護規定の変更認可申請の審査を適切かつ厳格に進めるため、組織的に審査を進められるよう核セキュリティ部門の班内の体制構築を行い、認可済のものが6件、治安機関への意見照会中のものが4件、審査中のもの11件であり、着実に審査を進めた。原子力施設の情報セキュリティ対策に係る審査基準(令和5年10月施行)の改正等を踏まえた核物質防護規定の変更認可申請実績について、審査で確認すべき内容の整理や運用を、面談等を通じて事業者へ事実関係や準備状況を聴取しながら審査に向けて検討を進めた。また、当該申請について、経過措置の期限となる令和5年4月1日までに対象となる全18事業所から申請がなされた。</li> </ul>	
<p>イ 検査及び審査の実績を踏まえて、核物質防護に係る規制の継続的な改善につなげることができたか。</p>	A	<p>・これまでの核物質防護規制の運用で明らかになった課題を整理して、その対応方針について庁内で議論した。その後、事業者との意見交換会合を令和4年10月6日及び令和5年2月2日に開催し、課題をさらに洗い出して、優先して取り組むべき課題を抽出し改善策の検討を進めた。</p>	
<p>ウ 原子力規制事務所による日常的な監視を通じて把握した核物質防護上の気付き事項を踏まえ、本庁チーム検査等を効果的に実施したか。</p>	A	<p>・原子力規制事務所に常駐する検査官から共有された事業所における核物質防護措置に係る情報を、検査気付き事項の把握・確認に活かした。</p>	
<p>エ 放射性同位元素等規制法に基づき、防護措置に係る検査等を着実に実施しているか。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>防護措置に関する事業者からの届出・報告について適切に処理を行った。</li> <li>事業者に対して行う立入検査については、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえつつ、必要な立入検査を適切に実施した。</li> </ul>	

オ	放射性同位元素等規制法に基づき、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が行う定期講習が適切に実施されるよう、必要な監督指導をしているか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期講習のスケジュールや開催頻度、教材についての確認を行うとともに(特に教材については検査を通じて得た知見が反映されるよう調整・確認)、定期講習の実施結果についても報告を受け、適切に実施されたことを確認した。</li> </ul>
カ	核物質防護に係る現行の審査基準の規定に関して、国内外の動向等を踏まえつつ、規定すべき内容や記載の粒度等の見直しに向けた検討を行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>国がどのように核物質の計量及び管理システム(NMAC(Nuclear Material Accounting and Control)システム)を実施すべきかについて述べたIAEA核セキュリティ・シリーズ文書(NSS25-G)及びIPPAS:NMACモジュールについての整理を行った。</li> <li>上記整理に基づき、加工事業者に対する現地調査を実施するとともに、IAEA主催の「内部脅威に対する予防及び防護措置に関する上級実務レベル研修コース」に参加し、情報収集を行った。</li> </ul>
キ	実用発電用原子炉施設及び再処理施設の情報システムセキュリティ対策強化に資する審査基準改正を踏まえ、検査に必要なガイド等の作成や体制整備を行ったか。	B	令和4年3月に改正された審査基準(令和5年10月施行)を踏まえ、必要なガイド等を作成するために、面談や原子力規制検査の際に事業者の防護措置の実施状況を確認したが、実施状況の確認及び検査で確認すべき事項の議論にとどまり、ガイドの作成には至らなかった。
ク	核物質防護に係る審査及び検査について、確認すべき内容の整理を行うとともに、柔軟な運用について検討を行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>核物質防護に係る要求水準の特定の在り方の検討に資するための調査結果を令和4年6月8日の原子力規制委員会にて報告を受けるとともに、事業者との情報共有や現場の実態把握を進め、令和4年7月27日の原子力規制委員会で対応状況を中間的に報告を受けた。その後、現場実態の全容把握を進めその実態をふまえた事業者の対応方針も示されたことから、令和5年2月24日の原子力規制委員会で原子力規制庁の対応方針の報告を受けた。</li> <li>核物質防護に係る要求水準の特定の在り方について、事業者の改善計画の進捗状況について確認を進めていく。</li> </ul>

施策名	(2) 保障措置の着実な実施	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第3章第2節/令和4年度原子力規制委員会年次報告第3章第2節)		
年度業務計画 (Plan)	I: 既定の方針に基づき確実に実施するもの II: 改善事項等一定の新規性のあるもの III: 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの		
<ul style="list-style-type: none"> <li>IAEA、関係機関等と適切に連携し、日・IAEA 保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行する。(I)</li> <li>原子炉等規制法等の国内法令に基づき、指定保障措置検査等の実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行う。(I)</li> <li>我が国の保障措置に係る取組について、国際会議や国際トレーニング等を通じて国際的に発信する。(I)</li> </ul>			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	日・IAEA 保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>IAEA 保障措置その他の国際約束及び原子炉等規制法等の国内法令について、IAEA、関係機関等と適切に連携し、誠実に履行した。この結果、IAEA が実施した令和3年の我が国における保障措置活動に関する報告(令和4年6月公表)において、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論(拡大結論)を得た。</li> </ul>
		(S)	<p>&lt;パンデミックでの継続的な査察活動&gt;</p> <p>コロナ禍(第7波)において、指定機関である核物質管理センターにおいて複数のクラスターが発生したが、原子力規制庁の査察官が、核物質管理センターが行う予定であった保障措置検査に緊急で対応することで、事業者等への感染の拡大を防止しつつ、継続してIAEAによる保障措置活動に対応した。</p>
イ	指定保障措置検査等の実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定機関である核物質管理センターに対して、六ヶ所保障措置分析所(OSL)の品質マネジメントシステムの構築及び運用状況に関する立入検査を実施し、化学分析に係る課題の発見から改善に係る取り組みが行われていることを確認するとともに、引き続き製品及びサービスの設計・開発のプロセスの品質マニュアルへの反映等の状況を確認していくこととした。</li> </ul>
ウ	我が国の保障措置に係る取組について、国際的に発信したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン会議で開催された欧州保障措置技術開発学会(ESARDA)(令和4年5月)、国際保障措置シンポジウム(令和4年10月)、アジア太平洋保障措置ネットワーク(APSN)(令和4年12月)等に参加し、我が国の保障措置に関する情報発信を行い、国際社会の理解促進を図った。</li> </ul>

施策名	(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第3章第3節/令和4年度原子力規制委員会年次報告第3章第3節)		
年度業務計画 (Plan)	I: 既定の方針に基づき確実に実施するもの II: 改善事項等一定の新規性のあるもの III: 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの		
<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化について、これらの調和を図るとともに審査等及び検査等の業務を適切に行いつつ、適宜改善を図る。(I)</li> <li>原子力規制事務所による日常巡視等を通じた核物質防護上の気付き事項の把握が円滑になされるよう、本庁と原子力規制事務所との連携をより緊密なものとする。(II)</li> <li>核物質防護訓練のあり方に関する検討等により、セキュリティ事案発生時における原子力安全とのインターフェースの強化を図る。(II)</li> </ul>			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況



## ■評価結果

目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)	A	判断根拠	全ての測定指標において目標を達成したため	
施策毎の評価	(1)核セキュリティ対策の推進		定性指標 A (A 評価:7、B 評価:1)	定量指標 A 評価:1
	(2)保障措置の着実な実施		A (A 評価:3)	—
	(3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化		A (A 評価:3)	—
評価・分析		次年度の取組の方向性(中間評価の場合は今後の取組の方向性)		
(1)核セキュリティ対策の推進				
キ	B	令和4年3月に改正された審査基準(令和5年10月施行)を踏まえ、必要なガイド等を作成するために、面談や原子力規制検査の際に事業者の防護措置の実施状況を確認したが、実施状況の確認及び検査で確認すべき事項の議論にとどまり、ガイドの作成には至らなかった。	実用発電用原子炉施設及び再処理施設の情報システムセキュリティ対策強化に資する審査基準改正を踏まえ、検査に必要なガイド等の作成や体制整備を行う。	
(2)保障措置の着実な実施				
ア	(S)	コロナ禍(第7波)において、指定機関である核物質管理センターにおいて複数のクラスターが発生したが、原子力規制庁の査察官が、核物質管理センターが行う予定であった保障措置検査に緊急で対応することで、事業者等への感染の拡大を防止しつつ、継続してIAEAによる保障措置活動に対応した。		
(3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化				
(3) ア	S	・当初計画では想定していなかった情報システムセキュリティ対策に係る核物質防護規定の審査基準の改正(令和4年3月改正)に伴う対応について、核セキュリティ部門と連携し、核物質防護上の防護対象機器の選定の考え方を整理するなど事業者から申請予定の申請事項について面談で確認するなどにより対応を進めた。 ・部門内全職員参加の勉強会において、当該分野の知識向上に努め、3S相互影響の観点から、相互影響の確認に当たっての考え方や関係部署との連携のあり方等を整理した。これを踏まえ、関係部署との連携の際には、当部門(実用炉審査部門)が中心となって実務に当たった。		
(3) ア	B	・3Sに係る庁内の運用方針等を踏まえた審査及び検査の両面における影響の確認等における、原子力安全側からの核セキュリティ側、保障措置側への情報共有について情報共有の実施状況を確認したところ、当該運用の再整理が必要であることが判明した。 ・3Sが更に意味のある仕組みとして機能するよう、実効的な情報収集体制の構築に向けた関係課との調整を進めたが、具体的な改善策の特定まで至らなかった。	・3Sが更に意味のある仕組みとして機能するよう、引き続き、実効的な情報収集体制の構築に向けた関係課との調整を続ける。	

## ■その他

学識経験を有する者の知見の活用	
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	令和4年度マネジメントレビュー(第2回)(令和4年度第81回原子力規制委員会(令和5年3月8日)) 令和4年度原子力規制委員会年次報告(令和5年6月6日閣議決定、国会報告)
担当部局・作成責任者名	

## 令和4年度原子力規制委員会業務計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性(政策評価書)(案)

施策名	4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2022			
施策の概要	(1)廃炉に向けた取組の監視 (2)事故の分析 (3)放射線モニタリングの実施	目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2022			
達成すべき目標(アウトカム)	<p>(1)廃炉に向けた取組の監視</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施計画の審査及び施設の検査を厳正かつ適切に行うとともに、規制当局として東京電力を指導して中期的・計画的にリスク低減を促進する。</li> </ul> <p>(2)事故の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事故の分析を継続的に実施し、得られた知見を規制に反映させるとともに、海外にも積極的に発信し国際的な原子力の安全性向上に貢献する。</li> <li>関係機関と積極的に連絡・調整を行い、廃炉作業と事故分析のための調査の整合を図る。</li> </ul> <p>(3)放射線モニタリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事故後の対応として、総合モニタリング計画に基づく福島県を中心とする陸域・海域の放射線モニタリングを着実に実施し、国内外に分かりやすく情報提供する。</li> </ul>					
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること					
施策の予算額・執行額等	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
状況 (百万円)	当初予算(a)	6,840	7,153	7,050	7,251	7,259
	補正予算(b)	0	129	672	662	493
	繰越し等(c)	437	▲183	▲384	85	▲0.2
	合計(a+b+c)	7,277	7,099	7,339	7,998	7,752
	執行額(百万円)	6,570	6,461	6,338	7,226	6,886

## ■各施策の進捗等の評価

施策名	定量指標	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由、評価の視点 (水準・目標年度の設定の根拠)	評価
		年度ごとの実績値						
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
(2)事故の分析	事故の分析(東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会の開催回数)	—	—	5回	5回	6回	着実に事故分析を進めるためには、継続的な現場調査を実施し、東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会での議論等が必要となるため。	A
	国内外への発信(国内学協会等又は海外規制機関等の会合への参加回数)	—	3回	8回	9回	8回		
(2)事故の分析	国内外への発信(国内学協会等又は海外規制機関等の会合への参加回数)	—	—	—	3回	6回	令和2年度に取りまとめた中間取りまとめについて、国内外に発信するため。	A
	国内外への発信(国内学協会等又は海外規制機関等の会合への参加回数)	—	—	—	12回	10回		

<p>施策名</p>	<p>(1)廃炉に向けた取組の監視</p>		<p>評価</p>	<p>A</p>
<p>施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)</p>	<p>(3.11 報告第4章第1節/令和4年度原子力規制委員会年次報告第4章第1節)</p>		<p>評価</p>	<p>A</p>
<p>年度業務計画 (Plan)</p>	<p>I : 既定の方針に基づき確実に実施するもの II : 改善事項等一定の新規性のあるもの III : 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの</p>			
<p>・中期的リスクの低減目標マップに示した一つの事項が早期に達成されるよう規制当局として取り組む。これまでの進捗を踏まえつつ、重点的な取組が求められると特定されたリスクが着実に低減されるよう、東京電力の廃炉の実施状況を監視するとともに、必要な助言等を行う。(I)</p> <p>・東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について、審査を厳正かつ着実に実施する。また、関連部署との調整及び原子力事業者からの情報収集を滞りなく行うとともに、実施計画の遵守状況について厳正かつ適切な検査等を実施する。(I)</p> <p>・実施計画の記載事項の見直し方針を踏まえて、実施計画に記載すべき事項について文書化する。(II)</p>				
	<p>定性指標(評価の視点)</p>	<p>評価</p>	<p>施策の進捗状況</p>	
<p>ア</p>	<p>東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(2022年3月版)に示した事項について、遅延なく進められるよう監視・指導することができたか。</p> <p>特に、本マップにおいて令和4年度内の主要な目標全てについて、東京電力に対し、特定原子力施設監視・評価検討会等の場において必要な指摘を行い、その指摘に対する取組状況等を確認できたか。</p>	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年4月1日から令和5年3月31日までに、特定原子力施設監視・評価検討会を予定どおり8回開催し、中期的リスクの低減目標マップに示された事項に対する東京電力の取組の監視・指導を行った。なお、開催に当たっては、新型コロナウイルス感染防止対策のため、オンライン会議システムを活用した。また、検討会の最後には、当該会合の中で合意した事項、指摘した事項等をまとめた資料を作成し、その場で出席者間に共有して認識の共有を図る運用を開始した。</li> <li>令和4年度内の主要な目標については、ALPS スラリー安定化処理設備設置工事開始、タンク内未処理水処理手法決定、1号機格納容器内部調査など16項目について、特定原子力施設監視・評価検討会、面談等を通じて進捗状況、今後の計画などの確認を行い、必要な指摘を行った。</li> <li>中期的リスクの低減目標マップについて、固形状の放射性物質に関する事項について目標から遅れている事項が多く、今後の廃炉を安全かつ着実に進める上で障害となりかねないことから、固形状の放射性物質を、より優先的な目標と位置付けて中期的リスクの低減目標マップを改定した。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合の設置を踏まえ、特定原子力施設監視・評価検討会においては、より一層、中期的リスクの低減目標マップの主要な目標の進捗状況に注力して監視・指導を行っていく。特に固形状の放射性物質に関する取組については、目標から遅れているものが多い現状を鑑み、今後、東京電力が優先的に取り組むべき事項として監視・指導を行っていく。</li> <li>東京電力福島第一原子力発電所における分析体制の確保に向けた国側の見解について聴取する。</li> </ul>	
<p>イ</p>	<p>実施計画の変更認可申請に対する審査について、東京電力福島第一原子力発電所における廃炉作業の円滑な進捗の律速とならないよう、厳正かつ適切に実施できたか。また、実施計画の遵守状況の検査を適切に実施できたか。</p>	<p>A</p>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施計画の変更認可申請について、13件の認可を行い、着実に実施計画の審査を進めることができた。(令和4年4月1日時点での審査中件数は14件、9件新規で申請を受理し、13件認可、1件取下したため、令和5年3月31日時点の審査中件数は9件)。</li> </ul> <p>(S) 【ALPS 処理水の海洋放出に関する審査・レビュー対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ALPS 処理水の海洋放出関連設備の設置等に関する実施計画の変更認可申請については、審査書案を取りまとめた後、パブリックコメントを経て7月に認可した。当該変更認可申請については、管理職も含め、審査担当全員で集中的に取り組む、迅速な審査を行った。</li> <li>令和4年11月に受理したALPS 処理水の海洋放出時の運用等に関する実施計画の変更認可申請については、計5回の公開会合の場で審査を行った後、令和5年2月に審査書案を取りまとめ、パブリックコメントの募集を行った。</li> <li>令和5年1月に第2回目のALPS 処理水の海洋放出に関するIAEA 規制レビューを受け、実施計画変更認可申請の審査・確認及び実施計画検査のプロセスと内容について、原子力規制委員会における取組を説明した。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ALPS 処理水の海洋放出時の運用等に関する実施計画の変更認可申請については、パブリックコメントの内容も踏まえて審査書を決定し、認可処分の可否を判断する。また、認可した実施計画の遵守状況については、保安検査において確認していく。</li> <li>審査が長期化している案件について、長期化の要因を特定した上で、新たに設置される実施計画の審査等の技術的な課題を議論する場を活用し、より柔軟な規制を実施することで審査を進める。</li> </ul> <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検査等業務を円滑に実施するために、部門内及び他部署との調整並びに事業者からの情報収集を滞りなく実施するとともに、業務の実施状況を把握し、資源の有</li> </ul>	

		<p>効活用を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特に実施計画の審査のための事業者との面談や審査等を担当する課室の打合せに検査担当部門も参画し、検査に必要な状況の把握や情報共有を行い、得られた情報を検査実施要領書に反映することにより業務の円滑化を図り、検査に当たっては、事業者が実施する検査の状況を厳正に確認するとともに、要領書に基づき厳正かつ適切に検査を実施した。</li> <li>令和4年7月 22 日に認可した ALPS 処理水に係る実施計画について、検査担当部門においても審査会合の視聴及び審査面談への参画により、情報収集を図った。また、ALPS 処理水の取扱いに関する工事について、令和4年 11 月 18 日に使用前検査申請書2件を受理。検査項目や検査計画を検討の上、使用前検査要領書を制定し、令和5年1月 16 日より要領書に基づき厳正かつ適切に検査を実施した。このうち、測定・確認用設備に関する使用前検査については、令和 5 年 3 月 15 日に終了証を交付した。新型コロナウイルス感染症対応として、事業者との検査工程の調整を密に行うことにより、全国的な感染症の蔓延状況においても、検査等業務に概ね支障はなかった。</li> <li>令和5年3月末時点で、検査における気づき事項は確認されなかった。</li> <li>使用前検査及び溶接検査の終了証交付については、検査終了後、効率的な事務運営を図ることにより、標準処理期間内に処理を行った。</li> <li>検査に係る面談録並びに検査申請受付及び検査結果は、速やかにHPIに公開した。</li> <li>検査官が計画した教育訓練・研修は、検査計画を調整するなどして受講することができた。</li> <li>令和5年度の施設定期検査の方針に、バウンダリ機能の劣化に着目した検査を取り入れる旨、令和4年7月 25 日及び令和5年2月 20 日の特定原子力施設監視・評価検討会で検討し、第 82 回原子力規制委員会(令和5年3月 15 日)で了承した。</li> </ul>
ウ	<p>実施計画に記載すべき事項について文書化できたか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審査を要しない記載変更等については、その処理を合理化する運用を既に開始している。</li> <li>合理的な審査に向けて、撤去工事に係る申請の要否及び放射性物質を内包する容器等を取り扱う際の落下防止措置等の審査方針について整理し、文書化した。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施計画の記載事項の見直しについては、審査において確認すべき点と併せて、順次「措置を講ずべき事項」に基づいて整理しているところ。引き続き、特定原子力施設の実施計画の審査に係る技術会合等を通じて検討を行う。</li> </ul>

<p>施策名</p>	<p>(2)事故の分析</p>	<p>評 価</p>	<p>A</p>
<p>施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)</p>	<p>(3.11 報告第4章第2節/令和4年度原子力規制委員会年次報告第4章第2節)</p>		
<p>年度業務計画 (Plan)</p>	<p>I : 既定の方針に基づき確実に実施するもの II : 改善事項等一定の新規性のあるもの III : 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの</p>		
<p>・令和2年度に取りまとめた事故分析に係る中間取りまとめや、廃炉の進捗等を踏まえ、令和3年度に方針決定した今後の事故分析の進め方に基づき、必要な現地調査、検討会等により事故分析を進め、事故調査・分析の検討内容について報告書に取りまとめる。(II)</p> <p>・事故調査・分析の検討内容について、積極的に国内外に発信する。(I)</p> <p>・東京電力福島第一原子力発電所廃炉及び事故分析に係る連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、事故分析及び廃炉の円滑な進捗に資する。(II)</p>			
	<p>定性指標(評価の視点)</p>	<p>評価</p>	<p>施策の進捗状況</p>
ア	<p>事故調査・分析の検討内容を報告書に取りまとめることができたか。</p>	<p>S</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会を8回実施し、1号機原子炉格納容器の内部調査におけるペDESTALの損傷等の検討を行うとともに、現地調査の実施状況等を踏まえた今後の検討の方向性等に関する議論を行った。</li> <li>東京電力福島第一原子力発電所等にて 21 回現地調査を実施し、ガンマカメラによる測定等を実施した。</li> <li>令和3年4月から令和4年 12 月までの現地調査・分析で得られた内容を中間取りまとめ案として取りまとめ、パブリックコメントを実施した。令和4年度第 83 回原子力規制委員会における今後の事故調査・分析の進め方に関する委員間討議を踏まえ、パブリックコメントに対する考え方を整理した上で取りまとめた中間取りまとめ及び今後の事故調査・分析の進め方について、令和4年度第 84 回原子力規制委員会です承した。</li> </ul>
イ	<p>積極的に事故調査・分析の検討内容について、国内外に発信することができたか。</p>	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年3月の中間取りまとめ及び事故調査・分析の検討内容については、会議等を通じて国内外に 10 回発信し、会議参加者と多様な議論を行った。</li> </ul>
ウ	<p>JAEA との協働により事故調査・分析で収集・蓄積した情報のデータベース</p>	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故の調査・分析で得られたデータ等のデータベース化のため、広報室が進めて</li> </ul>

	ス化の取り組みを進めることができたか。		いるN-ADRES 更改(第2次公開情報管理システム「次期N-ADRES」の開発)作業に協力し、データベース化を行うデータの種類や量、年度毎の追加データの情報などシステムの仕様の検討に必要な情報について、広報室等と共有した。
エ	連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、円滑な進捗に資することができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京電力福島第一原子力発電所廃炉・事故調査に係る連絡・調整会議を2回実施し、今後の調査・分析事項等について、関係者間で共有を図るとともに、調査・分析によって得られたデータの共有等について議論を行った。</li> </ul>

施策名	(3)放射線モニタリングの実施		評	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第4章第3節/令和4年度原子力規制委員会年次報告第4章第3節)		価	
年度業務計画 (Plan)	I:既定の方針に基づき確実に実施するもの II:改善事項等一定の新規性のあるもの III:新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの			
・総合モニタリング計画に基づく福島県を始めとした陸域・海域の環境放射線モニタリングを確実に実施し、その結果を国内外に分かりやすく遅滞なく公表する。(I)				
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況	
ア	モニタリング調整会議の下、関係省庁と連携し、ALPS 処理水に関する海域モニタリングその他の陸域・海域の環境放射線モニタリングを実施し、その結果を遅滞なく公表したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリング結果については随時公表し、解析・評価を行い、「環境モニタリング結果の解析について」として第3四半期分までホームページに公表した。</li> </ul>	
イ	福島県を中心に整備しているリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポストについて、事業の継続性に留意しつつ維持・管理を実施したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>福島県を中心に整備したモニタリングポストについて、全台点検・校正を完了し、故障等が発生したモニタリングポストについて、修理等迅速な対応を実施した。</li> <li>モニタリングポストの全面更新及び通信方式の変更(FOMA→LTE)を計画的に実施中。</li> </ul>	

## ■評価結果

目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)	A	判断根拠	全ての測定指標において目標を達成したため	
施策毎の評価	(1) 廃炉に向けた取組の監視		定性指標	定量指標
	(2) 事故の分析		A (S評価:1、A評価:3)	A評価:2
	(3) 放射線モニタリングの実施		A (A評価:2)	
評価・分析		次年度の取組の方向性(中間評価の場合は今後の取組の方向性)		
(1) 廃炉に向けた取組の監視				
イ	(S)	ALPS 処理水の海洋放出関連設備の設置等に関する実施計画の変更認可申請について集中的に取り組み、迅速な審査を行った。また、計5回の公開会合で審査を行い、審査書案を取りまとめるとともに、IAEA 規制レビューを受け、原子力規制委員会における取組を説明した。		
(2) 事故の分析				
ア	S	未解明である事項の検討を進めるに当たり、何度も現地調査を行って着実に現場情報やデータを積み重ねるとともに、多様な外部有識者との意見交換を実施し、取得したデータの解析等を丁寧に行った結果、令和3年から令和4年までの調査・分析内容を取りまとめることができた。		
(3) 放射線モニタリングの実施				

## ■その他

学識経験を有する者の知見の活用	
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	令和4年度マネジメントレビュー(第2回)(令和4年度第81回原子力規制委員会(令和5年3月8日)) 令和4年度原子力規制委員会年次報告(令和5年6月6日閣議決定、国会報告)
担当部局・作成責任者名	

## 令和4年度原子力規制委員会業務計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性(政策評価書)(案)

施策名	5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2022			
施策の概要	(1) 放射線防護対策の推進 (2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善 (3) 原子力災害対策指針の継続的改善 (4) 危機管理体制の整備・運用 (5) 放射線モニタリングの実施	目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2022			
達成すべき目標(アウトカム)	<p>(1) 放射線防護対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IAEA、国際放射線防護委員会(ICRP)等の最新の基準、安全研究の成果、放射線審議会の意見具申等を踏まえ、それらの知見の法令等への取り入れを進める。</li> <li>岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち濃度の高いものからの放射線防護の在り方について検討する。</li> </ul> <p>(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法定の審査及び検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、安全上重大な事象を発生させない。(放射性同位元素等規制法に関する核セキュリティに係る目標は3.を参照)</li> <li>国内外の最新知見を収集し、安全上重要なものを、適時、規制基準に反映する。また、グレーデッドアプローチの積極的な適用などにより、規制体系とその運用を継続的に改善する。</li> </ul> <p>(3) 原子力災害対策指針の継続的改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓、日頃の防災訓練における反省点、最新の知見等を踏まえ、原子力災害対策指針を継続的に改善するとともに、内閣府(原子力防災担当)等と連携して、それらのマニュアル類等への反映を図る。</li> </ul> <p>(4) 危機管理体制の整備・運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会の危機管理体制について、緊急時に対応する職員を適切に配置するなど即応態勢を維持するとともに、関連するマニュアル、通信ネットワーク等の設備を整備・運用する。複合災害、シビアアクシデントを含む様々なシナリオによる防災訓練を企画・立案・実施し、地方公共団体主催の訓練に積極的に参加することにより、緊急時対応能力の維持・向上に努める。また、IRRSの指摘を踏まえ、放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練を関係省庁と連携して実施し、輸送に係る緊急時対応能力の向上に努める。</li> <li>原子力災害対策特別措置法に基づく事業者防災訓練の実施に加え、審査において想定していた事故シナリオにとらわれない多様な事故シナリオによる対応訓練の実施等により、事業者の緊急時対応能力の維持・向上を促す。</li> <li>原子力災害時の医療体制の一層の強化を図る。</li> </ul> <p>(5) 放射線モニタリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境中の放射線及び放射性物質の水準を監視するとともに、関係者と連携して測定結果に関する情報提供を行う。</li> <li>緊急時モニタリングに係る訓練等を通じて、立地地域の緊急時モニタリング体制の強化を図る。</li> </ul>					
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること					
施策の予算額・執行額等	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
(百万円)	予算の当初予算(a)	15,846	15,808	15,695	16,832	16,017
	状況補正予算(b)	4,608	3,527	5,015	3,436	4,436
	繰越し等(c)	▲2,259	▲945	694	1,161	▲850
	合計(a+b+c)	18,195	18,391	21,404	21,429	19,603
	執行額(百万円)	16,595	16,950	19,999	18,840	17,600

## ■各施策の進捗等の評価

施策名	定量指標	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由、評価の視点 (水準・目標年度の設定の根拠)	評価
		年度ごとの実績値						
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
(4) 危機管理体制の整備・運用	危機管理体制の整備・運用(緊急時対応業務に従事する職員の緊急時対応業務に従事する割合が、業務全体の5%以上)			5%	5%	5%	「緊急時即応」は原子力規制委員会の活動原則の一つであるため、緊急時対応能力を維持・向上させることが必要である。このため、緊急時対応業務に従事する職員が、月1日以上訓練、研修等に従事し、業務全体に占める緊急時対応業務の割合を5%以上とすることを目標値とする。	A
				8%	5%	5%		
	危機管理体制の整備・運用(原子力事業者防災訓練の確認)	39事業所/39事業所	39事業所/39事業所	39事業所/39事業所	39事業所/39事業所	39事業所/39事業所	原子力災害対策特別措置法により、原子力事業者は防災訓練の結果を原子力規制委員会に報告することが義務付けられており、防災基本計画では、原子力規制委員会が当該訓練の評価を行うこととされている。このため、原子力事業者の訓練を確認・評価する仕組みを構築し、原子力事業者に改善を促し、原子力事業者の自主的な努力のもとで緊急事態対応能力を向上させる必要があるため、令和4年度の原子力事業者防災訓練を全39事業所において実施することを目標値とする。	A

(5) 放射線モニタリングの実施	放射線モニタリングの実施(全都道府県環境放射能水準調査結果の公表)	365日分	365日分	365日分	365日分	365日分	原子力規制委員会設置法に基づき、放射能水準の把握のための監視及び測定に関する事務を行っており、全都道府県環境放射能水準調査の結果を365日分遅滞なく公表することを目標値とする。	A
		365日分	366日分	365日分	365日分	365日分		

施策名 施策の実績(実績の年次報告への記載箇所) (Do)	(1) 放射線防護対策の推進 (3.11 報告第5章第1節/令和4年度原子力規制委員会年次報告第5章第1節)	評価	A
年度業務計画 (Plan)	I: 既定の方針に基づき確実に実施するもの II: 改善事項等一定の新規性のあるもの III: 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの		
(1) 放射線防護対策の推進			
<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制庁は、放射線審議会の事務局として、放射線審議会の議論・指摘を踏まえ、新しいICRP勧告の反映等に係る審議の調整を行う。また、関係省庁との連携を適切に行うため、関係省庁連絡会等を利用して審議状況や結果等を適宜共有する。(I)</li> <li>放射線審議会の審議結果を踏まえて、岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち濃度の高いものからの放射線防護の在り方についての検討を進める。(III)</li> </ul>			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	放射線審議会の調査審議の取りまとめに貢献するとともに、関係省庁との適切な情報共有に努めたか。	A	放射線審議会総会を開催し、調査審議の取りまとめに貢献するとともに、放射線審議会関係省庁連絡会を開催し、関係省庁との情報共有を適切に行った。
イ	岩石等に含まれる天然の放射性核種からの放射線防護の在り方について検討を進めたか。	A	岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち濃度の高いものからの放射線防護の在り方については、放射線審議会総会において、今後の議論すべき事項及びスケジュール案を提示し審議に資するとともに、国際動向、諸外国の防護体系及び国内の知見の収集を行い、放射線審議会に報告した。また、現時点で放射能濃度等のデータ集積が十分でないと考えられるレアアース・レアメタル等の物質に関する調査を目的とした委託事業を締結し、追加の濃度調査及び線量調査を取りまとめ、放射線審議会へ報告するとともに議論の方向性に係る事項(追加的な調査の必要性等)について審議されるよう調整した。

施策名 施策の実績(実績の年次報告への記載箇所) (Do)	(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善 (年次報告第5章第2節)	評価	A
年度業務計画 (Plan)	I: 既定の方針に基づき確実に実施するもの II: 改善事項等一定の新規性のあるもの III: 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの		
(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善			
<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性同位元素等規制法に基づき、審査・検査を厳正かつ適切に実施する。(I)</li> <li>審査ガイド等の整備を着実に進めることにより、RIに関する規制体系とその運用を継続的に改善する。(I)</li> <li>IRRSフォローアップミッションの指摘等を踏まえ、引き続き必要な対策を進める。なお、厚生労働省との連携については、厚生労働省の担当部署との間で文書化を行った上で、各々の規制現場における気付き事項等の共有を令和4年度から開始する。(II)</li> </ul>			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	放射性同位元素等規制法に基づき、審査・検査を厳正かつ適切に実施しているか。	A	審査を要する許認可等申請について、管理表を用いて審査状況の進捗管理及びそれを踏まえた審査官の負担平準化を行う等により、審査を適切に実施した。
イ	ガイド整備を着実に進めたか。	A	令和4年10月末に審査及び立入検査の際の確認の視点等をとりまとめたガイド案等について、令和4年度第48回原子力規制委員会(令和4年11月2日)に諮り、意見公募を実施した。意見公募の結果を踏まえ、令和5年3月29日に「放射性同位元素等の規制に関する法律第6条の基準への適合性確認に関する審査ガイド」及び「放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイド」を策定した。
ウ	IRRSフォローアップミッションの指摘等を踏まえ、必要な対策を実施できたか。各々の規制現場における気付き事項等の共有等、厚生労働省との連携を実施できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性物質の輸送に関する容器承認書の記載内容関連付け、容器承認及び設計承認に係る審査業務の流れを記載したガイダンスについて、令和4年6月21日に策定した他、上記のとおり、ガイドの策定に向けた検討を進めた。</li> <li>厚生労働省との連携については、規制現場における気付き事項等の共有等を定期的に行った。また、令和4年10月16日に発生したウィズソルにおける計画外被ばくについては、随時厚生労働省に情報共有し、立入検査の同行を打診するなど、所要の連携を実施した。</li> <li>令和5年3月29日に「放射性同位元素等の規制に関する法律第6条の基準への適合性確認に関する審査ガイド」及び「放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイド」を策定することにより、IRRSフォローアップミッションの指摘等については全ての対応を完了した。</li> </ul>

施策名 施策の実績(実績の年次報告への記載箇所) (Do)	(3) 原子力災害対策指針の継続的改善 (年次報告第5章第3節)	評価	A
年度業務計画 (Plan)	I: 既定の方針に基づき確実に実施するもの II: 改善事項等一定の新規性のあるもの III: 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの		
(3) 原子力災害対策指針の継続的改善			
<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害対策指針に関する各種の課題について検討を進め、必要に応じて指針又は関連文書の充実を図る。(I)</li> <li>原子力災害時の防災業務関係者の防護措置について、原子力災害対策指針の改正を行う。(I)</li> <li>原子力災害対策指針の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する改正に伴い、技術的解説・運用に係る事項を整理し、実施マニュアルを作成する。(III)</li> <li>「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」について、最新の知見等を踏まえた改正を行う。(II)</li> </ul>			

<p>・モニタリングの技術的事項について、引き続き検討し、放射能測定法シリーズの改訂、平常時モニタリング・緊急時モニタリングに係る原子力災害対策指針補足参考資料の改訂等を適切かつ遅滞なく行う。(I)</p> <p>・令和2年9月16日第26回原子力規制委員会において指摘のあったEALに係る中長期的課題(原子力災害対策指針でのEAL判断基準の記載内容等)のうち、特重施設等を考慮したBWRのEALの見直しについて、事業者と見直しを検討するEAL会合を立ち上げ、同会合での議論を通じてEAL見直し案を策定する。(I)</p>		
定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア 原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針等の見直しに係る検討を行ったか。	A	・原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針等の見直しに係る検討を行い、今後の課題を整理した。
イ 防災業務関係者の防護措置について、原子力災害対策指針の改正を行ったか。	A	・防災業務関係者の放射線防護対策の充実等について検討を行い、第21回原子力規制委員会(令和4年7月6日)において、原子力災害対策指針を一部改正した。
ウ 甲状腺被ばく線量モニタリングの実施に係るマニュアルについて、最新の知見等を踏まえた検討を行い、実施マニュアルを作成したか。	A	・令和4年4月6日の原子力災害対策指針の改正を踏まえ、原子力規制庁と内閣府原子力防災担当との連名で甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアル制定案を作成した。その後、当初予定よりも丁寧なプロセスを踏む観点から、内閣府原子力防災担当とともに道府県への説明会及び意見照会を実施した上で、第67回原子力規制委員会(令和5年2月15日)において同制定案に対する意見公募の実施について了承した。今後意見公募の結果を踏まえ、早急に策定する見込み。
エ 「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染検査マニュアル」について、最新の知見等を踏まえた改正を行ったか。	A	・令和4年4月6日の原子力災害対策指針の改正を踏まえ、原子力規制庁と内閣府原子力防災担当との連名でマニュアル制定案を作成し、意見公募等の実施を経て、第41回原子力規制委員会(令和4年9月28日)において、同マニュアルの制定を了承した。
オ モニタリングの技術的事項について有識者及び自治体の意見を取り込みつつ、引き続き検討し、放射能測定法シリーズの改訂、平常時モニタリング・緊急時モニタリングの補足参考資料の改訂等を計画的に実施したか。	A	・令和4年6月に放射能測定法シリーズ No36 大気中放射性物質測定法を新規に策定した。 ・「緊急時における放射性ヨウ素測定法」及び「トリチウム分析法」については、改訂案を作成のうえ環境放射線モニタリング技術検討チームにおいて検討を行った。
カ EAL 会合を立ち上げ、必要回数の会合を開催するなど、計画的に検討を進め、十分な議論ができたか。	A	・令和4年度第14回原子力規制委員会(令和4年6月1日)において報告を受けたBWRの特定重大事故等対処施設を踏まえたEALの見直しの進め方に従い、令和4年6月21日、11月14日、令和5年2月6日及び3月20日に第8回、第9回、第10回及び第11回EAL会合を開催し、BWRのEALの見直しの今後の進め方及びEALの改正案について議論した。
キ EAL 会合の議論を通じて EAL 見直し案を策定できたか。	A	・EAL 会合での検討結果を踏まえて、原子力災害対策指針及び関連規則の改正の方針案を作成した。

施策名 施策の実績(実績の年次報告への記載箇所) (Do)	(4) 危機管理体制の整備・運用 (年次報告第5章第4節)	評価	A
年度業務計画 (Plan)	I: 既定の方針に基づき確実に実施するもの II: 改善事項等一定の新規性のあるもの III: 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの		

(4) 危機管理体制の整備・運用

- ・次期(第4次)統合原子力防災ネットワークシステムの仕様書案に係る意見招請等、令和5年度からのシステム更改に向けた準備を確実に実施する。(I)
- ・緊急時対策支援システムについて、現行システムを適切に維持・管理するとともに、原子力事業者側の設備更新に合わせてシステムの機能改良を進める。また、令和6年度のシステム更改にむけた準備を確実に実施する。(I)
- ・事故事象の進展が遅い場合に想定され得る防護措置の継続・切替え・解除等、緊急時に判断が求められるオフサイト対応の課題について検討を継続する。(III)
- ・放射線モニタリング情報共有・公表システムの適切な運用ができるよう、必要な調整等を実施していく。(I)
- ・緊急時対応に係る訓練基本方針を踏まえ、令和3年度に引き続き、各機能班に共通する訓練・研修を示すとともに、各機能班要員に自身が参加する訓練・研修を明確化させる。管理職員は、緊急時対応業務に関する業務目標の設定(業務全体の5%)及び人事評価等の必要なマネジメントを行う。(I)
- ・オンサイトとオフサイト間の組織的連携の強化に係る問題意識を明確にし、これに対応した訓練を実施する。(II)
- ・オフサイト系の対応について、あらかじめ整理した設問に関する高度な意思決定能力を養成するための訓練を実施する。(II)
- ・緊急時対応能力の維持・向上のため、危機管理体制について、関連するマニュアル等の整備・見直しを行う。また、令和3年度の放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練を踏まえ、必要な改善を図る。(I)
- ・原子力事業者防災訓練については、緊急時対応に係る訓練等のあり方検討において訓練のあり方や規制当局の関与について整理を進める。また、この結果を踏まえた対策を適宜講じつつ、令和4年度の原子力事業者防災訓練の実施・評価を行う。(I)
- ・原子力事業所における応急対策及びその支援に関する関係省庁、原子力事業者等との連携を図るため、原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を開催する。(I)
- ・原子力災害医療体制の充実・強化に向けた取組を引き続き進めるとともに、原子力災害時の医療体制で必要となるマニュアルについて、所要の改正等を図る。(I)

定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア 危機管理用通信ネットワーク設備・システムの強化に向けて、着実に設備整備を進めたか。	A	・次期(第4次)統合原子力防災ネットワークシステムの仕様書案に係る意見招請を実施し、同システムの要件定義の策定が完了した。令和5年度からのシステム更改に向けた準備を着実に進めた。
イ 緊急時対策支援システムを適切に維持・管理し、原子力事業者側の設備更新に合わせてシステムの機能改良ができたか。また、令和6年度のシステム更改に向けた準備を確実に実施できたか。	A	・緊急時対策支援システムの維持・管理業務を適切に実施した。 ・システムの機能改良業務を遅滞なく実施した。 ・令和6年度のシステム更改に向けての準備として、企画策定業務を実施した。

ウ	緊急時に判断が求められるオフサイト系対応の課題について検討を行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンサイト担当部局における緊急時対応技術マニュアル策定業務の派生により、オフサイトにおける課題の検討のための、原子力規制委員会委員、幹部、庁内外関係者のニーズや懸念事項を把握するための一連の会合及び関連する意思決定訓練に参画し、検討に寄与した。</li> </ul>
エ	放射線モニタリング情報共有・公表システムについて、安定的な運用を行うとともに、運用を通じて顕在化した課題の解消に向けた改修等を着実に進めたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線モニタリング情報共有・公表システムについて、正常稼働状態を維持するため、保守運用を行った。システム稼働状況についても月単位で把握し、必要に応じてシステム設定変更等を実施した。また、利便性向上や改修すべき機能について整理を行い、改修を実施した。</li> </ul>
オ	緊急時対応に係る訓練基本方針を踏まえ、各機能班に共通する訓練・研修を示せたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度の機能班別訓練において、共通訓練・研修計画を説明し、各機能班に示した。</li> </ul>
カ	各機能班要員は、自身が参加する訓練・研修を明確化したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>人事評価(業績評価)の業務目標において、各自が参加する訓練・研修を明確化し、各機能班要員は訓練・研修参加計画を提出した。</li> </ul>
キ	緊急時対応業務に関する業務目標の設定(業務全体の5%)及び人事評価等必要なマネジメントを行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対応業務を業務全体の5%と目標設定するとともに、各要員に対して各種訓練・研修の実施日等の案内を行い、訓練参加を促し訓練に積極的に参加させた。訓練参加後は参加実績を自己評価させた上で上期において人事評価を行う等、必要なマネジメントを行った。</li> </ul>
ク	オンサイトとオフサイト間の組織的連携の強化に資する訓練を、四半期に一度程度実施したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンサイトとオフサイト間の組織的連携を強化させるための訓練として、事業者防災訓練との接続訓練を年度当初から企画検討を行い、令和5年2月に柏崎刈羽原子力発電所及び玄海原子力発電所で実施した。また、本府活用の実効性確認のための官邸での図上訓練を令和4年6月に実施し、原子力災害発生時の対応状況を確認した。さらに、令和4年5月及び7月に初動対応訓練や8月、9月、10月及び11月に総合防災訓練(プレプレ訓練及びプレ訓練含む)を通じて連携の確認を行った。</li> <li>その他、原子力規制委員会委員・幹部に対する机上訓練を6月、10月及び令和5年3月に実施し、オンサイトとオフサイト間の組織的連携の強化を図った。</li> </ul>
ケ	あらかじめ設問を整理した上で、それに関するオフサイト系の対応について高度な意思決定能力を養成するための訓練を、四半期に一度程度実施したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会委員・幹部に対する机上訓練を令和4年度当初から企画検討を行い、令和4年6月、10月及び令和5年2月に実施した。11月に総合防災訓練を行い、オフサイト系の対応の意思決定能力を醸成するとともに、当該訓練実施により抽出した課題に対して、ERCオフサイト機能班及び各要員に対して図上訓練を令和5年1月に実施し、能力向上を行った。また、令和5年2月の事業者防災訓練への参加によりオフサイトに係る対応能力向上を確認した。</li> </ul>
コ	緊急時対応能力の維持・向上のため、危機管理体制について、関連するマニュアル等(防護措置の判断に資するための「緊急時対応技術マニュアル」(仮称)を含む。)の整備・見直しを実施できたか。また、令和3年度の放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練で抽出された課題について検討を行ったか。	S	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年2月に実施した令和3年度原子力総合防災訓練及び令和4年3月16日の福島県沖地震による警戒事態対応で得られた教訓事項等を踏まえ、原子力災害対策マニュアルを改正した(令和4年9月2日に施行)ほか、原子力災害対策マニュアルとの整合を図るために、原子力災害対策初動対応マニュアルを改正し(令和4年12月16日施行)、特に、内閣府本府活用の本格化に伴う記載を適正化した。また、原子力緊急事態等現地対応標準マニュアルについては、令和5年3月24日に改正した。</li> <li>原子力規制委員会業務継続計画(首都直下地震対策)に基づき、ERCにおいて非常時優先業務の継続が困難な場合のERCの代替拠点候補の一つである川崎オフサイトセンター及びERC機能の一時的代替を想定する敦賀オフサイトセンターにおいて、機器の立ち上げ等に係るマニュアルの作成や訓練等を行い、緊急時対応能力の向上を図った。</li> <li>また、令和2年度の放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練及び令和3年12月の机上訓練の結果を踏まえて、事業所外運搬時の事故等発生時における初動対応マニュアルを令和4年4月25日に改正した。また、6月に実施した緊急時対応訓練の訓練結果を踏まえ、関係省庁と連携する等更なる検討を進めている。</li> <li>さらに、令和3年度にPWR版を先行して整備した緊急時対応技術マニュアル(NRA版RTM-96)については、引き続きBWR版の整備を進め、事業者防災訓練で適用を確認する。また、PWR版については令和4年度実施された総合防災訓練で試行的に活用した。</li> </ul>
サ	原子力事業者防災訓練については、緊急時対応に係る訓練等のあり方検討において訓練のあり方や規制当局の関与について整理を進めたか。また、この結果を踏まえた対策を適宜講じつつ、令和4年度原子力事業者防災訓練の実施・評価を行うことができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和年度の全39事業所における原子力事業者防災訓練の評価結果の取りまとめを実施した。</li> <li>原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与のあり方に係る意見交換会合(以下「訓練等のあり方意見交換会合」という。)を令和4年4月8日及び同年7月7日に行い、同会合で示された課題に対して今後の検討方針を事業者と議論し、合意を得た。</li> <li>上記の事業者防災訓練の評価結果及び、訓練のあり方等に係る今後の検討方針について、令和4年7月21日に開催した第14回原子力事業者防災訓練報告会において報告した。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>第14回原子力事業者防災訓練報告会及び同会合の結果について、令和4年度第28回原子力規制委員会(令和4年8月17日)へ報告し、報告した方針に基づいて、訓練のあり方及び規制の関与を見直すための試行案を検討し、同年10月20日に行った訓練等のあり方意見交換会合において具体的な試行の計画について議論し、合意を得た。</li> <li>また、令和5年1月24日に行った訓練等のあり方意見交換会合において、実発災を想定した広範囲な支援組織との連携といった緊急時対応組織の実効性の向上に係る評価指標案を示し、今後実施される試行において評価を行い、指標案の検証をすることとした。</li> <li>令和4年度は島根原子力発電所、伊方発電所、泊発電所、志賀原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所、浜岡原子力発電所、東海第二発電所及び玄海原子力発電所で実施した原子力事業者防災訓練において、実発災を想定した広範囲な支援組織との連携等の試行を実施した。</li> <li>さらに、令和4年11月30日に行った訓練等のあり方意見交換会合において、核物質防護事案を起因事象とした緊急時対応に係る訓練の課題について議論し、規制側と事業者側それぞれに課題があることが共有され、互いに検討することとなった。</li> <li>令和5年3月17日の訓練等のあり方意見交換会合において、各課題の検討状況、試行の実施状況及び原子力施設安全と核物質防護が連携した訓練における課題と対処方針について報告し、意見交換を行った。</li> </ul>	
シ	原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を適時開催し、関係省庁、原子力事業者等との連携を強化できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害対策中央連絡会議については、令和4年9月30日及び令和5年3月16日に開催し、原子力事業者における関係機関との連携した訓練の実施状況等について関係省庁と情報共有を図った。</li> </ul>
ス	各支援センターへの各種支援を行うとともに、原子力災害医療体制の充実・強化に向けた取組を行ったか。また、必要に応じてマニュアルの改正等を行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>基幹高度被ばく医療支援センターと高度被ばく医療支援センター間の連携を促すため、支援センター間の課題解決や連携強化を目的として、QST主催による高度被ばく医療支援センター連携会議(令和4年6月24日、9月29日、12月23日、令和5年3月22日開催)にオブザーバー参加し、助言等を行った。</li> <li>原子力災害医療体制の充実化に向け検討を実施し、第81回原子力規制委員会(令和5年3月8日)で、福井大学を高度被ばく医療支援センターに指定することを決定した。</li> </ul>

施策名 施策の実績(実績の年次報告への記載箇所) (Do)	(5)放射線モニタリングの実施 (年次報告第5章第5節)	評価	A
年度業務計画 (Plan)	I: 既定の方針に基づき確実に実施するもの II: 改善事項等一定の新規性のあるもの III: 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの		
(5)放射線モニタリングの実施			
<ul style="list-style-type: none"> <li>47都道府県及び原子力施設等周辺の平常時モニタリングや、原子力艦寄港地の放射能調査を確実に実施するとともに、それらの測定結果等を遅滞なく公表する。(I)</li> <li>緊急時モニタリングの実効性向上のため必要な研修・訓練の実施、原子力規制庁及び地方公共団体におけるモニタリング資機材の整備等を通じて緊急時モニタリング体制の強化を図る。(I)</li> </ul>			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	放射線監視設備・資機材について、適切に配置の見直し、更新及び修繕等を行うことができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制事務所等に配備すべき資機材について、適切に配置を見直すとともに資機材の更新を実施した。また、故障等が発生した資機材については、修理等を迅速に行った。</li> </ul>
イ	原子力規制庁及び地方公共団体職員に対する研修・訓練を効果的に行うことができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体職員に対し、緊急時モニタリング要員育成、EMC訓練、環境放射能分析研修等を開催し、研修・訓練を行った。</li> </ul>

## ■評価結果

目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)	A	判断根拠	全ての測定指標において目標を達成したため	
施策毎の評価		(1) 放射線防護対策の推進	定性指標 A (A 評価:2)	定量指標 —
		(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善	A (A 評価:3)	—
		(3) 原子力災害対策指針の継続的改善	A (A 評価:7)	—
		(4) 危機管理体制の整備・運用	A (S評価:1、A 評価:12)	A 評価:2
		(5) 放射線モニタリングの実施	A (A 評価:2)	A 評価:1
評価・分析		次年度の取組の方向性(中間評価の場合は今後の取組の方向性)		
(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善				
新規	—	・医療分野の放射性同位元素の利用の進展と関係省庁の検討状況を踏まえ、必要に応じて規制の在り方を検討することを新たに中期目標に掲げた。	・医療分野の放射性同位元素の利用の進展と関係省庁の検討状況を踏まえ、必要に応じて規制の在り方を検討する。	
(3) 原子力災害対策指針の継続的改善				
新規	—	・発電用原子炉及び再処理施設等の審査状況を踏まえ、緊急時活動レベルの見直しを検討することを新たに中期目標に掲げた。	・令和2年9月16日第26回原子力規制委員会において指摘のあったEALに係る中長期的課題(原子力災害対策指針でのEAL判断基準の記載内容等)のうち、特重施設等を考慮したBWRのEALの見直しについて、事業者と見直しを検討するEAL会合での議論を通じてEALの見直し案を策定する。 ・また、重大事故等対処施設等を考慮した再処理施設のEALについて、事業者から見直しの要望があった場合には、EAL会合での議論を開始する。	
(4) 危機管理体制の整備・運用				
コ	S	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害対策マニュアルの改正にあたっては、内閣府本府の活用を定めるために、内閣府及び官邸機能班と緊密に調整しつつ検討し、とりまとめることができた。</li> <li>事業所外運搬時の事故発生時における初動対応マニュアルの改正にあたっては、事故等発生時や原災法10条以降の進展に備えた強化体制の構築、リエゾンの派遣等の現場確認・現場への対処、内閣府及び官邸への情報共有等といった訓練を通じて課題として提示された事項を新たに本マニュアルに取り入れるために検討を進め、本マニュアルを全面改正した上で本事項を取り入れることができた。また、全面改正されたマニュアルに基づき訓練を実施してその実効性を確認する等を行った。</li> <li>また、原子力規制委員長の退任に伴う危機管理宿舎の退去に係る各種調整及び手続並びに次期原子力規制委員の緊急参集体制確立のための宿舎への入居に係る原子力規制庁関係部署、内閣官房及び財務局財務事務所との調整を綿密に実施し、原子力規制委員会の緊急時対応体制の基盤を維持した。</li> <li>・以上のとおり、当初より想定を大きく上回る成果を得られた。</li> </ul>		

## ■その他

学識経験を有する者の知見の活用	
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	令和4年度マネジメントレビュー(第2回)(令和4年度第81回原子力規制委員会(令和5年3月8日)) 令和4年度原子力規制委員会年次報告(令和5年6月6日閣議決定、国会報告)
担当部局・作成責任者名	